

第9回佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成18年9月15日（金曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (2名)	2番	新 田 俊 一	午後0時から早退	
	7番	松 尾 文 雄	午後3時から早退	

事務局出席 職員職氏名	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (30名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乘
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 長 教 総 務 課 長	山 口 清
	消 防 長	加 藤 隆 久	天文台業務課長	杉 本 幸 六
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	森 崎 文 和
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠席者 (0名)				
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)	天文台公園長	黒 田 武 彦	午後1時から早退	
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

日程第 2 . 議案第 160 号ないし議案第 167 号について

議案第 160 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議案第 161 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について

議案第 162 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議案第 163 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について

議案第 164 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について

議案第 165 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について

議案第 166 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について

議案第 167 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について

午前 10 時 00 分 開会

議長(西岡 正君) 失礼します。開会前でございますが、昨日の質問の中でということで、健康課長の方から、発言の許可をいただきたいということでございますので、許可いたしとりますので、開会前にすいませんがお願いします。

健康課長(達美一夫君) 昨日のあの、笹田議員のご質問の骨粗しょう症健診の件でございますけども、町ぐるみ健診においては、超音波方式の健診を行いました。旧佐用町の方において、行ってあった医療機関等で行ってあった、PSA 値測定というんですけども、この健診は、どうかというご質問ですけども、この件につきましては、年度内にするように計画をいたしております。

議長(西岡 正君) よろしいですね。

議長(西岡 正君) 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりお揃いで、出席を賜り誠にありがとうございます。

なお、本日 1 名の傍聴の申し込みがありましたので、これを許可しております。傍聴者の方、大変ご苦労さんでございます。傍聴におかれましては、傍聴中守らなければならぬことを遵守していただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日、午後から新田議員が体調不良のために早退をさして欲しいということでございます。黒田館長も午後よりということで、早退をさしていただきたいという事の届出を受けております。

それでは、ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） ただちに日程に入ります。

日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき、順次、議長より指名をいたします。

松尾議員より一般質問をお願いします。

〔 7 番 松尾 文雄君君 登壇 〕

7 番（松尾文雄君） おはようございます。2 点の質問をしたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

まず、1 点目は行政改革と機構改革等について、お伺いします。町財政は非常に厳しい状況であるということは、十分皆さん承知のとおりであります。合併直後の基金の取り崩し、又平成 18 年度当初予算での又基金の大きな取り崩し、これまで同僚議員他、いろいろと行政改革等について、一般質問で十分承知の上で現在、行財政運営に取り組みられていることと思いますが、合併後まもなく 1 年がこようとしておりますので、そこで以下の点について伺いたいと思います。現在行政改革の取り組みがどのような状況か、お伺いします。又機構改革についてもどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。税や使用料、負担金等が、増額が住民に大きな負担となっておりますが、庁舎内において、どのような節減の努力をされているのかお伺いします。

2 点目としまして、職員のボランティア活動について、お伺いしたいと思います。職員の中には、十分にボランティア活動されてる方がおられるということは、十分承知の上、あえてお伺いする訳でございますが、合併後、町内各地域におきまして、住民と行政との協同による自立したまちづくりのために、多くの住民、ボランティアの活動によって新しい町の形成ができつつあります。まちづくりには、役場職員が各地区で、住民とともに考え、活発な地域づくりなのが、重要だと考えております。本町におきましては、2 万人余りという、小さな町でありますので、職員には率先して地域活動に、ボランティアとして参加していただくように指導すべきではないかと考えておりますので、そう言ったところの町長の見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 改めて、おはようございます。今日残り後 3 名の方からの質問をお受けいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、最初に松尾議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初の、行政改革の取り組み状況はとの質問でございます。

以前にも述べさせていただいたと思いますが、行政運営の考え方の基本は、最小の経費で最大の効果を上げることにあります。そのため簡素で効率的な組織を構築して、細かな事務手続きから大きな事業展開に至るまで、町民サービスの向上を踏まえた改善改革に積極的に取り組んでいかなければなりません。この取り組みを実効あるものとするためには、職員一人ひとりのコスト意識と創意工夫が不可欠であり、日常的な業務を通じて不断の努力

を継続する必要があります。そのため極めて厳しい財政事情の中でありましたが、本年度の当初予算編成におきましても、できる限り経常経費の削減を図る予算編成に努めてまいりました。又 18 年度から参事 2 名を行政改革担当として兼務辞令を出して行政改革に積極的に取り組みを行っております。行財政改革の集中改革プランについては、5 月から各課の職員 54 人による部会を立ち上げて検討をしております。今月の 22 日には各課長で構成する行財政改革推進本部会を開催して、部会で作成した集中改革プランの内容を最終的に検討することにいたしております。職員一人ひとりが経費節減や健全な行政運営に取り組むための研修も行ってまいりる考えであります。

次に、機構改革につきましては、町民の利便性などに配慮しながら事務事業の量や重点施策など十分考慮して、職員の配置、組織の見直しをする必要があると思っております。また職制のあり方も含め、情勢の変化に機動的に対応できる効率的な組織づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。次に税等の増額が大きな住民負担となっているが、庁舎内でどのような節減努力をしているのかとのご質問でございますが、先ほどの行政改革でも申し上げましたが、日常的な業務の執行において、小さな見直しの積み重ねが大きな成果に結びつくものであります。職員一人ひとりが費用と効果の関係を絶えず念頭において事業にあたる必要があります。ご質問の節減対策につきましては、昨日の山田議員からの、ご質問でもお答えいたしましたように、電気使用料の見直し又長期継続契約の締結による電気保安業務、エレベータの保守管理業務の見直しなどを行っております。

また、不要な電気を切ったり、節電のために主要施設の点検確認も行いました。その他事務経費の節減については、用紙の両面使用の徹底や事務用品の一括購入、一括管理などを行っております。又職員の人件費についても 4 月に一部是正等を行っております。大変厳しい財政事情の中でありますので、全職員が経費節減に向けて努力するように、行財政改革の集中改革プランに基づき職員研修などを通して徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、職員が地域住民とともに考え、率先して地域活動にボランティアとして参加するよう指導すべきではないか。とのご質問でございますが、議員ご指摘のとおりでございます。協働のまちづくりは、合併後のまちづくりの柱として住民と行政が役割分担し、お互いに協力し合いながら自立したまちづくりを進めていこうというもので、旧小学校区単位に地域づくり協議会を設立し、各集落とも連携しながら、地域の人々が参加し交流や人の繋がりにより、地域の課題解決に取り組みその地域を守り育てていこうというものであります。自治会長さん方のご協力を得て、町内 13 の地域づくり協議会がすべて設立され、まちづくり活動を推進するまちづくり活動推進員や地域まちづくりの中心的役割を担うまちづくりセンター長も決まり、地域ごとに活動をしていただいております。この活動を支援するためまちづくり課、生涯学習課、各支所地域振興課が連携し分担しながら、協議会の担当職員も決めて支援してまいります。町としても協議会との連携活動を支援するため、私町長を本部長として、助役、教育長を副本部長、課長全員による推進本部を 8 月に設置し、状況に応じて本部会議を開催して、しっかりとした対応をしております。また地域づくり協議会の支援については、地域振興課の担当職員が関わるだけでなく、支所あげての応援体制も必要でありますし、さらには職員全体の理解も十分に得て、校区出身の職員が住民として出身の協議会活動に積極的に参加すると共に協議会の担当職員を支援して地域づくりに関わっていく体制が是非必要であると感じております。職員にとって、自分の住んでいる地域であり、地域の状況もよく知っておりますので、地域が抱える課題や将来への展望も肌で感じる事ができ、職員としての総合力の向上や問題解決にもつながるものと考えますので、ボランティアとして積極的に参加していただくよう促してまいりたいと思っております。

以上、この場での松尾議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 松尾議員、よろしいですか。

7番（松尾文雄君） 参事を2名置き、行政改革集中プランというものを、今現在作成中ということですが、先般も聞いたと思うんですけども、言われていたと思うんですけども、このプランそのもののどこまで現在進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。財政課長。

財政課長（小河正文君） 現在の状況でございますが、先般も申し上げましたように職員からの提案をいただいたのが217件。重複しておるものも含めて217件。そして以前から各町で取り組んでおりました行政改革プランに基づきまして、それを整理さしていただいて、分類としては、3分類。大きく分けて3つの分類にさしていただいております。そして小項目につきましては、81項目にわたっております。それを一応各部会、部長さんがたによりまして7部会で編成したものをとりまとめまして、この22日に再度各課長さんに部会でみていただいて修正等行いたいという状況で、一応小項目といたしましては、現在のところ81項目まで分類をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） この22日に各課長による部分で進むということですが、先般もいわれてましたけども、12月位に公表したいと。議会に対してということだろうと思うんですけども。12月位でいいんでしょうかね。

議長（西岡 正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） この後はですね、一応この22日にさしていただいて、修正等の場合ですね、そういうものに基づきまして、もう1度精査さしていただいて、一応12月には、県の方には報告することになっております。そういう中で12月には議会の方に、お知らせができるというふうに思っております。それまでの間にですね、行政改革の委員さん、条例等もできております関係の委員さんも選出さしていただいて、その中でみていただいて、最終的に議会の方に報告したいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、まあまあ、この一般質問の中でも同僚議員が言ってましたけども、やはりこの行政改革にまず1番に取り組まないかんっていうのは、職員定数。そういう部分あるんですけども。昨日のお答えでは、定員適正化については「本年度の3月頃と言われてましたけれども、その行政改革のプランと適正化の部分っていうのは、一体であるべきじゃないかなと思われまうんですけども。今言われる行政改革プランのところで、適正化の部分も同時に12月くらいの公表ができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 仰せのとおり、行政改革の中で十分協議の中で、計画を立てていくということになりますけれども、一応定員管理ということについては、3月ということで県の方へは報告しておく訳ですけども。このプランによりまして早くできるということになれば、そういうような格好で同じ様な格好で進めていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 行政改革というのは当然、今回の合併十分皆さんご承知のとおり、何故合併するかということ、要するに少ない歳入の中で、歳出を如何に少なくするかというのが、基本ですから、当然行政改革プランの中に、いわゆる適正化というのが、当然入って、恐らく柱になるかと思えます。そういった部分で12月にプランが出るということならば、当然、一緒に出していただかなければ、議会の方も果たしてこのプランで行政改革ができるかできないかというのが、中々わかりにくいかと思うので、12月に間に合うようお願いしたいなという風に思っています。先般適正化の部分におきましては、町長が概ね、300くらいかなと今の所、思てるということでありましたけれども、やはり非常にその300というのは、数字的に甘い部分があるのかな。いうふうに私自身思えます。例えばいわゆる上郡、類似団体とよく言われましたけれども、上郡の人口で言いますと、やはりそれなりに少ないです。上郡とこの佐用町と何が違うかいうたら消防署あと給食センターぐらいかな。他にあるかと思えますけど、そういった部分のプラスというのは、それは当然のことですね。施設のない部分において、人口的に言いますとそう余り2,000人余りしか変わらないという部分がありますので、やはりそういったことを十分承知の上で、職員の定員の適正化というものが、十分に考えていただきたいなということをお願いしときたいと思えます。行政改革にそこらも非常に大事ですけども機構改革、機構改革をせずして、行政改革は出来ないという風な状況があります。現在課が18ですか、あるかと思えますが、そういった課が今後そういう風にされていくのか、今のままで続くというのはやはり、これ行政改革はできない。思えます。やはり課を編成していくという必要があるかと思えますけども。まず何年位にはこうしたいという思いがないと、いわゆる行政改革プランの中に、付け加えることはできないと思うんですね。そういった意味で概ねこれくらいの部分がありますよということがありましたら、教えていただければ。恐らく職員の中の217件の中には、当然そういったことが、案として上がっているはずなんですけども。町長自身何年位でやはり、課の統合ということを考えておられるんか、お伺いしたいと思えます。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この行政改革というのは、あらゆる問題が総合的な形で、捉えていかないと、やはりそこに大きな色々と矛盾が出てきます。当然行政改革の中で、最終的には先ほど言われたように、歳入と歳出のバランスをとっていくと。そういう体制を作らないかん、機構を作らなきゃいけないわけですけども、それには、職員数、人件費の削減というのも、1つの大きな当然柱です。この行政改革の今、いろいろと職員からも提案をいただいているというのも、これはあの、例えばいろんな施設の今後の管理のあり方また統廃合、こういうことも含まれて当然ある訳です。そういうことによって、今度職員の数と定数というものがですね、連動してある意味では決ってくるわけです。ただそうしていくとですね、職員数としても、じゃ400人から1割くらいの削減しかできなかつたら、それでできるかということは、それは中々今後の財政から収入からみるとですね、無理だと。だからその辺はやはり財政上職員数はこれくらいだから、逆に施設もこういう形にしなきゃいけない

という、逆からいく、いかなきゃいけない場合も、当然出てくるわけです。だからそういう中で、今度はそのそういう業務を行っていくための組織・機構というものの、個々に課の体制、課の設置ということが生まれてくる訳ですから、皆さん全てそういうことで関連した連動した中でですね、検討をしていかなきゃならないというふうに思っております。今、上郡との例を松尾議員からお話になりましたけれど、上郡と現在の佐用町とどういうところが違うか、これはまあ、消防が40何名ですね、上郡はありません。学校や保育所の数もかなり当然違います。それから福祉施設ですね、私とこは、養護老人ホーム「あさぎり荘」もってますし、例えば天文台ということも管理もこういう施設ももっております。又現在支所がある訳です。そういう挙げただけの人数をみてもですね、約150名以上ですね、そこに職員がおります。ですからその辺もですね、今後の佐用町としてそういう施設等がある限り私も何回もいいますけども、職員は必要になってくると。いくなかでですね、財政的にはやはり財政規模、町の人口規模からみてね、からみれば、300人というのは、甘いといわれますけれども、かなり厳しいその数字ではないかなという認識もある一方では計算していくとですね、ある訳です。人口規模とか、この財政規模からしたらね、やはり、職員数は他の類似団体といよく言われますけれど、合併しないところの、今まで長年行政運営やってきたところであれば、200人4~50人くらいが、なんだと思います。普通で、ざっと言えばですね。しかし現在の410数名のこの職員からの今、やってる業務から色々これから考えていく中でね、この300人前後近いというところは、かなりまあ、努力をしないとですね、又大幅な改革をしないと、達成ができない。数字ではないかなと、私は感じております。課の体制をいつするかでございましてけれど、これも一変にだから、変えていくことはできません。これは職員業務の今後の継続性の問題もありますし、職員も一度に削減をするというわけではない。暫時計画的にやっていく中でですね、課の必要性、また、その業務の内容見ながら当然、機構改革を一体的にやっていくということになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） とりあえずね、合併の時にいろいろ住民の方にアンケートされました。昨日もね、石堂議員がアンケートの結果の部分をいわれてましたけど、何を住民が期待しているかいうたら、やはりあの行政経費の節減ですね。そういうことが48.3パーセントあるというのが現実的にあります。非常に大幅な改革をしていかないと、駄目かな。当然ある程度こう、何年先にはこういった課の体制にするというのは、職員全体に周知徹底していく必要があるのに、今直ぐにじゃないですよ。当然計画的に何年くらいにはこうしていく。ということをしていかないと、改革はできないかと思えます。やはり住民の方に対していろいろお願いするとすれば、内部の方から、先やっていかなあかんのんかな。というふうに思っております。まず、そういった中でいわゆる先ほども言われましたけども、支所を抱えてるとい部分もあります。住民側からとりましてはほんとに、支所があればいいなという思いが有りますけれど、財政上非常に厳しいのが本来の姿だろうと思えます。町長としては、言いにくい思いますが、やはり職員に対しても言いにくい事、はっきり言わないと駄目だし、住民に対しても2万人余りの中で、ほんとに支所が、いるのか要らないのか、いう部分ですね。住民にとっては要るといいますよ、確かに。ただ、財政上本当にやっていけるか、いけないか言うのは、十分、概ね住民も理解してるかと思うんです。そういった意味で、いわゆる所内の課もそうですけども、支所の問題も今ある程度表明していく必要があるんかな、何年先には、こうですよ。非常に言いにくい思えます。恐らくそういったこと今言いますと、反発がどんどんどん来るといのは、十分理解しておりますけども、やはりそれをやらないと本来の行政改革、機構改革いうたらできな

いんかな。思うんですけども。非常にこの場で、どうですかと言や、言いにくいと思えますけども、一般質問ですので、あえて聞きますけども、そういったことまで、恐らく考えはあるかと思えますけど、今、考えられる範囲でお答え願えたらと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まずまあ、基本であります、この簡素で効率的な行政機構という、こういう中で考えますとね、確かにこの2万の町で、支所が今3つ、そして出張所があると。こういう機構の中で継続しながらね、現在、目標当然していかなきゃいけない削減、例えば、今先ほど言いましたような職員数にしていこうとすればですね、これをそのまま当然存続していくことはできないということは誰もわかることだと思います。しかし松尾議員言われるように、まだ合併して1年です。なかでね、この4月に支所職員も色々と仕事のこの事業量のなかで、2名各支所から各課に配置を異動いたしました。それだけでもですね、議員の皆さんからも含めて、支所を軽視してるとはいかないかという、その批判も逆に当然ここでは出てくる訳ですね。ですから、これは、町民の皆さん方に理解を得ながらやっていかなければならない。当然改革ですけれども。この仕事、業務を行いまだ町民の皆さんに安心、そういう削減をしていってもですね、機能を縮小し、またそれを機構として変更していっても、大丈夫なんだということをおわかっていただきながら、暫時、順次ですね、そういうその改革をしていかなきゃいけない。いうふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですよ。非常に大変ですけどね。ただ非常に今言われるように、職員を2名異動したという部分のなかで、支所を軽視してるといようなことは、逆に議会から出るというのは、私自身不思議なんですよね。財政のことわかってるんやから、そら当たり前やろ言うて、本来考えて住民に説明していくのが、逆に議会人として、当然かなとは思いますが。ただ議員それぞれありますから、考えが。本当に財政が豊かだったら、そらいいんですよ。十分そういうサービスできれば。現実問題非常に難しい。先般の一般質問で言いましたけども。基金、ほとんど取り崩している。19年度がどうかというくらい。非常事態って言うていいくらいですから。そういった部分は十分、私どもも考えるなかで、やっていかないかんかな。と思っておりますけども。できれば1日でも早くそういったことは、周知徹底していくなかで住民とともに、一緒にこの佐用町をいかにして、いい町に仕上げるかという、やはりこの行政改革をしっかりとやらないと駄目かと思っておりますので、しっかりと取り組んでいく必要があるかな。私自身はそういうように思っております。

続きまして、庁舎内でこういった節減がされておるかという部分ですけども。まず電気代とかいろいろ言われましたけれど、まず、まあまあ、旧町のことは余り言いたくないんですけども、私どもがやっていた言うのは、いわゆる各自治会に対しての配布物、あぁいったものは、職員が全部やってたという経過があります。例えばそう言った部分を、この佐用町でやると、どれくらいの節減になるかということですね。恐らくそういうことをまず1番にやることにより、職員がそういった自治会長さんの方に配ることによって、各集落での色々な問題が直接話が聞けるとい、そういうメリットもあるかと思えます。やはり、業者に全部委託するっていうのではなく、やはりやれる部分は、職員の中で精一杯やろうという気構えが、基本的に必要かな。財政的に今現在、その配達物の集配業務の費用は、どれくらい要ってるのか。お教えいただきたいと思えますけども。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 今、宅配との経費でございますけれども。半年の状況のなかですね、100万ちょっときったというふうに思います。それからこういう配布物の関係につきましては、行革の中です、検討していくという状況でございます。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 半年ほどで100万ちょっときるくらい。先ほど公共施設の電気の節減ということで、いろいろして100万から浮いたという話もありましたけども、配達物を1つとっても、それ位浮くわけですから、半年で100万少しですから、1年すれば150万位浮くかもしれませんね。やはり、そういった部分をまず自ら決めていく、やっていく必要があるのかな。そうすることによって、住民がいわゆる行政とともに作るまちづくりということが、まず1番身近な部分かなと思いますので、行革のなかで考えるというものの、こういう配布物が明日からでも、来月から行こうと、やれる問題ですよ。宅配業者とどういった契約結ばれとるかわかりませんが、まずほな、この10月からそういうふうにしていこうと言えば、やれる話ですけども、町長としてはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ご指摘のとおりで、私もですね、それぞれ新町になって業務的に非常に煩雑のなかです、沢山の集落の自治会長さんと連絡、これも確実にそれも行っていくのに、当初宅配という形です、やってきたんですけども。やはり今松尾議員が言われるような経費の面もありますし、やはり職員が顔みて、お話を聞いてくるというようなことも必要なんで、この10月からね、何とかこれをもう一度、そういう職員が持っていくような形、全てができない、遠くがあってですね、できないところもあるんですけども。できるだけ会長さん方へのそういう決った定期のですね、配達物については、職員が持っていくようにと、指示をいたしまして、そういうことで検討してほしいということで検討して、10月からそういうことやると。いうふうに今進めております。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですよ、こういうことは早くできることは早くやるっていうのが、1番いいかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。今出たんですけども、機構改革の一部ですけども、どうするかが問題ですけども、自治会の数ですね、今142集落、自治会あるかと思ですけど。本当にこれでいいのか、まず自治会は自治会で考えるべきだということもありますけども。過去三日月で自治会の編成をするということで、行政が自治会にお任せしたという経緯があります。そういった中でやはり、自治会では無理なんです。やはり少ないところでもやはり1つの集落として置きたいという部分がありますので、やはりある程度、基本的なラインっていうのが、行政主導いうんですか、ある程度、1集落これ位の単位でしてほしいと言うくらいは、言っていないとできないのかな。いうふうに思っております。できれば行政主導でできれば、1番いいかと思んですけども、非常にそこらが、自治会のことだけに中々難しい点があるかと思んですけども。やはり、いわゆる町内全体の行政改革の中で、そういった部分も非常に必要かと思ひます。そういった点、町長のお考えをお伺ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、もう確かにですね、まあ 142 集落といっても、本当にその集落の状況は、非常に大きく差があります。いろいろな行政運営をしていく中でですね、当然、自治会をまず基本単位として集落が基本単位としてね、色々なその仕事をしていくわけですけども、それに答えるためのですね、受けていただくための組織もその集落の中で、できない集落ができてきてることは、確かなんですよね。そういうことを、やはり行政が指導も、指導いうんか、そういう皆さん方に問題提起をして、相談を受けて一緒に相談をさせていただくということが、必要だと思います。一方的にですね、長い歴史のあるですね、集落の自治というものをですね、これを輪切りにしてですね、何名何人以上とかですね、ということには、中々できない分もあるんじゃないかと思うんですけども。そういうことをね、皆さん方自身でやっぱし考えていただきたいという、これが協働のまちづくりの中での、地域づくり協議会それぞれの活動の中でね、やっぱりこれは大きな課題として、皆さんに考えていただく課題だというふうに思っております。これはまあ、行政改革にも繋がる、連動するんですけども、やはり支所の機能というものもですね、こういう地域自治というものが、しっかりしその地域づくり協議会というものをですね、が十分に機能し、そこで自分たちの地域のやはり課題というものが、その役場との連携が十分とれるようになっていけばですね、支所機能というものを、これも中を変えていけるというふうに思っております。ですからまあ、現在の支所の地域振興課等の大きな仕事はですね、そういう地域のこのあり方という自治活動というものを、どれだけ活発にしていくか、そのために合併した後非常に住民の皆さんからは、役場が遠くなったりですね、非常に役場との連携が薄くなる、その辺を心配されてる訳で、そこをやはりまあ、まず合併後の地域のそういう課題というものをですね、これから早く協議会をですね、十分に機能できるように持っていくと。それによってその行政改革にもつながっていくというふうにも思ってますし、それから、地域の集落の自治の再編成ですね、これもつながっていくと。いうふうに考えております。現在ですね、142 集落の内いわゆる人口とまあ、高齢化率というのが、かなりまあ、連動してるんですけども、いわゆる 65 歳以上の高齢化率が 50%以上という集落がですね、142 集落中 13 集落にあるんですね。そういうところは戸数も非常に少ないとなって、この辺は一緒だと思うんです。だからまああの、佐用地区で 5 集落、上月で 7 集落、三日月で 1 集落が 50 パーセント越えているということです。今後ですね、これはまだまだ、当然高齢化社会が進むなかで増えていくわけですね。ただそこにもやっぱし、人は皆さんは、生活されているということで、これをそのやっぱしその集落、1 集落だけで解決はできない。だからそれは集落またはこういうその周辺の皆さんと一緒に協力しながらという体制を作らないと。これは集落を 1 つに編成する、再編成する事はできない訳で、そういう気持ちを持って、皆さんが助け合っていくという、そういう地域づくりというのが、このまちづくり協議会のこれから大きな目的課題ではないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） 行政からいうと、非常に難しいんですよね。ただ、本来の自治活動ができるくらいの集落でなければ最低限いけないかな。そういった部分を非常に難しいと思いますけども。自治会の方にも提案していただくなかで、自治会の方でも十分協議していく必要があるかな。それに、行政がいわゆる町長先ほど言われたように、相談にのるなかで、自治会の再編というのは、やはりこれはどうでもやらなければいけない道かと思います。

これもいわゆる行政改革の一環として、進んでいただかなければ、いわゆる良いまちづくりはできないというふうに思っておりますので、非常に難しい問題ですけれども、そういった点も頑張っていたいただきたいなど、思っています。

続きまして、職員のボランティアということで、2点目出しておりますけれども、いわゆる町長言われるボランティア色々職員をお願いしてます。そういった意味で、住民も非常に助かってる部分もあります。ここ最近住民の方と色々話する中で、何を言われたかと言いますと、先般の災害時の時ですね、住民の方は、消防として出られております。職員の方は、職員というふうな形ですけれども、そう言った中で、どういう訳かね、これ、漏れてくるんですね、職員は時間外が出たというふうな話が。非常にそれ、同じ地域活動、ボランティアとして、守っていくために同じ様に仕事をしている。この格差は何だということなんですね。やはり職員ともいえ、地域の住民であるという認識がないんじゃないかというふうな意見がでております。先般の災害時にまず消防の出動手当言うたらいくらでしたっけ、ほいで、何人くらい出て、何ぼくらい歳出したと言うのはわかるかと思うんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。住民課長。

住民課長（山口良一君） 出動につきましては、1回1,000円といたしております。今把握しておりますのが、これも分団長通じて報告してもらっています。今報告ありますのが361名ですけれども。まだ、報告のないところがありますので、若干増えて来るのではないかなというふうに感じております。まだ、手当の方は支給しておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、消防は出動手当として1,000円ということ。これ時間何も関係ないですね。1回ですね。それでは、いわゆる私の聞いたことが本間かどうか、わかれへんのですけれども。そういう時間外を出したとか、出さないとかいう話があるんですけれども。まずそれ出したか、出さないか。出すか、出さないかですね。まずその点をお伺いしたい。その上1時間当り単価としてどれくらい出しているのか、平均でいいから、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） この問題については、職員共色々と話をしたところですけども、最終的に今の法律的に考えれば出さなきゃいけないと。いうことで出すことにいたしました。当然管理職は、除いての一般職でありますけれども、1時間当りで計算しますと2,600円余りになります。1時間2,600円余りになります。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） まずね、法律的にそれはわかるんです。ただ一般の消防団員においても当然仕事してます。ほいで、まずそれが時間がかかったとしたら、一応あくる日に仕事、みな、早めに終わったら仕事には行ってますよ。ほいで、その職務上のこと以外でもやってることにおいて、それだけボランティア精神の中で一生懸命取り組んでいる。要す

るに職員であるなら、なお更仕事の一環ということ十分に心秘めとかなあかんし、いわゆるここに居られる執行者の方々は、財政的に非常に厳しいということは、承知されてます。いわゆる一般職員の方々がそこまでの認識が逆でないかな。いうふうにしか、言えないいうんかな。極端に言いますと。そこまで言うとおまえ、言い過ぎやと言われるかもしれないけども。消防の人、勤め先姫路・たつの色々ありますわ。遠いところ。みんなそれだけ何かを犠牲にした格好でやってますよ。それで時間関係なしに1,000円尚且つ町内で勤めておきながら自分とこの地域が大変や言いながら、1時間あたり2,600円からいただくってというのは、これは如何なものかな。むしろこういったことは、職員組合になるんかどうか分かりませんが、そういったところに十分理解をしてもらおうようにしていかないと、やはり今後、住民の方がボランティアで出てくれ言うたって、なかなか出ない思うんですね。例えば今回、いわゆる、明日から始まる敬老会にしてもそうですよ。地元の方、一生懸命協力されてますよ。あれ、みなボランティアですよ。そういったことでも、職員それだけ出とうのに、私らただか、というふうな考え方になりますと、本来のまちづくりができなくなる。またこの後始まる国体にしてもそうですね。住民の方にいろいろお世話になってますよ。やはり、そこらを住民と作るまちづくりと言うことになると、いの一番にいわゆる職員が率先して、そういったボランティア活動に取り組んでいく。本来自分たちの権利からいうたら、もらって当たり前だと、けどもこれはやはり住民の一人としてやはり体でボランティアをしていくんだという意識がないと、やっぱり、いい町できない思うんですけどね。町長、非常にこれ、組合との関係あるかと思えますけども、組合の人らにもそこら、しっかり言ってこないと、後々まちづくりに非常に問題が出るかと思うんですよ。やはり、しっかりそういったことは、職員全員に伝えるべきかと思えますけど、町長、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵邊典章君） 協働のまちづくりという事で、地域づくりを住民共にですね、行っていく。これはやはり地域のことをですね、自分たち職員も同じ町民と言う立場があります。ただもう一方では、公務員職員としての立場もある訳です。しかしまあ、全てのね、ものをボランティアでできる訳ではない。これは職務としてですね、当然そういうのを責任を果たしていく。それに対しての報酬というのは、これはまあ、当然支払う方も支払っていかなくちゃいけませんし、受け取る方も当然の権利だと思います。しかし、例えばこの災害時、これは自分たちの地域がそういう災害に見舞われてですね、皆がその皆で地域を守ろうと。守っていかなくちゃいけない。これは、役があろうがなかろうが、何処に勤めていようが、そんなこと関係ない。町民、住民一人の一人としての、これは、責任になってる訳ですね。ですから、私はまあ、そういうその大きな災害の後の当然、いろんな復旧工事とか事業とか、手続きとか、そんな処理をね、職員としてそれを担当でやるには、これはやっぱり職務です。しかし、災害が発生をする、しない。しそうな時にですね。皆が心配をして、集落においては、自治会長はじめ、役をってる人も持ってない人も含めて、場合によっては出られます。ある意味では、子どもまでやっぱり、防災のためにですね、できる自分のできることをやると。いうことがその、場合によっては必要になるわけです。そういう中でね、やっぱり職員は職員として、これは地域の人たちと、当然そこには公務員である、公務員でないということとは関係ないわけです。そういう気持ちでやっぱり、ただ、職員は職員としてのその担当すべき仕事、担当ありますよね、しかし、やってる目的は全部、一緒なわけです。だから、そういう気持ちでやっぱり、考えていかないと、確かに今言われるように、住民、町民から見てですね、いくらいろんなことお願いしてもですね、協働のまちづくりだ

ということを、いくら言っても、最終的には職員は職員じゃないかと。権利だけで町と一体的ないろんな事業を展開することは、同じ気持ちになってね、やることは難しいだろうなど。だから、私は職員の考え方として、今同じ様な町民の目線に立って、これから、そういう場合の対応していくべきじゃないかということも、職員にお話をさせていただいております。何回もこういうことも言ってます。しかしその辺は、中々原則というところもありますしね、建前という部分もあって、皆さん全員のね、そういう同意を得るわけにはいかなかったと。言うことです。私はこういうこれからのね、いろんなまゝ、行政改革のなかにあっても、この今のお話しましたように、職員にもいろんな事を、考えて欲しいと。言う中でね、私はそういうことを、そういう気持ちをです、やっぱり持っていかうと。これは法律とか条例とか言う問題ではない。と思っております。そういう、職員の指導、育成を今後図っていきたいなと、いうふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） そうですね。やはり職務の件に関しては当然それは出すべきものは出したらいんですよ。ただし、そういった災害時に果たして権限だけ主張するのが、一般住民の中で通るかいうたら、通りませんよ。そやから一般の人は、消防団なんか、いろいろ大変な仕事する中、余分なこと、それしてる。余分なこと言うたら、悪いけれども。地域、自分が住んでる町は自分たちで守るんだという意識ですよ。それは、金の問題じゃない。自分たちでやっぱり守るんだという意識があるから、そういうふうな部分で一生懸命取り組んでもらえる。いわゆるまゝ、職員が全員ね、そういうふうな格好で、時間外もらわないと動かないんだと。いうふうな考えばかり居るとは思いませんよ。ただし、一般の人から聞いたら、皆そういうものばかりかな。という思いますよ。やはり、職員の意識改革というのは、しっかりしていただかないと、やはり、いわゆる新しいまちづくりの計画にありますように、その協働のまちづくりというなかで、どういうふうにするかっていう、そこらをしっかり、職員の方にも、伝えていただく中で、やっていかないと、住民の方、ほんと、今後中々協力していきにくいから、する必要ないと思われる可能性があります。これから又早何日か先には台風が来ようかとするなかです。非常にこう、大切な部分です。やはりそこらは、しっかりと職員に意識改革をさせていただきたいなというふうにお願ひしときます。以上で終わりたいと思いますけども、とりあえず、意識改革、しっかりと全員で取り組むなかで、協働のまちづくりいうものを上げて、一緒のようにいきたいと思ひますので、よろしくお願ひしまして、一般質問を終わります。以上です。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君の発言は終わりました。

しばらく休憩します。山本さん、いいですか。引き続いていいですか。

11 番（山本幹雄君） 5分だけ。

議長（西岡 正君） しばらく休憩をします。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩をとき再開をいたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。続いて11番、山本幹雄君の質問を許可します。

11 番（山本幹雄君） 11 番、山本です。町長に次の 3 点について伺う。

まず、1 点目は、国道の拡幅についてであります。長かった夏休みも終わり、9 月に入って、小さな小学校の児童や中学校の生徒が徒歩や自転車で再び通学し始めました。子どもたちの元気な笑い声が、通学路に夏休み前と同じ様に響いており、通学路沿いの町民の方々も朝早くから、子どもたちの元気な笑い声を聞き、今日も 1 日頑張るぞと、一日の活力をいただいているのではないかと思います。しかし、子どもたちが元気一杯毎日登校する通学路のなかには、車が余り通らない脇道や側道ばかりでなく交通量も多く、大型トラックやバスが行きかう。国道も通学路に指定されているところがあるということ、町長はご存知でしょうか。歩道もしっかり確保され、道幅の広い国道であれば良いのですが、歩道もなく道幅狭いそれでいて民家や商店が、国道の直ぐそばまで建ち並び、買い物をする客が、路上駐車でもすれば、行き交う車のため小さな子ども達は立ち止まり車が行き過ぎるのを待って、再び登校するところを、登校することを余儀なくされることがままあります。又中学生たちが、自転車で列になり、登校すれば、車ですれ違うこともままならず、朝のラッシュ時であっても、停止をしながら自転車の列が行き過ぎるのを、様子を見なければならぬ状態です。迂回路もなく大型の車が脇道を通っても、身をかかず場所さえない、そんな危険な通学路を、小学生も中学生も毎日通学しているところが町内にはあるということです。そこで、町長に伺います。町内には、何箇所くらい、通学に危険と感じられる通学路があるのか、自転者、車等の接触等であります。そして、通学路以外でも国道幅がなく、危険と感じられる国道は、いかほどあるのか。3 番としまして、危険と感じられる通学路の地域があるのなら、その対策についてどのように考えているのか、伺う。

2 番目としましては、災害対策として、地域防災計画、マニュアルですね、の作成を考えられているのか、伺う。平成 16 年の台風 21 号により、旧上月町では各地で水害に見舞われ、町民の皆様は大変な思いをされました。又 23 号台風では、旧佐用町や南光町そして三日月町では風害により、山々の植林された木々が倒木し、大変危険な思いを町民の皆様されたことと思います。今年も 7 月の梅雨時に、全国的に大雨が降り、各地で水害に見舞われ悲惨な状態がマスコミで取り上げられていたことは記憶に新しいことと思います。この佐用町においても、16 年災害時の風倒木後が大雨により、山肌が削られ、土砂崩れが各地で起こり、民家までその土砂が押し寄せ、一部半壊になったところもあります。又今も通行止めとなっているところもあります。その傷跡が深く残っています。ただ、16 年災害時に比べ、幸いなことに床上床下浸水とも少なく、崩壊した民家があんまりなかったことは、幸いではありました。それでもあと 1 時間雨が降り続けば、大変なことになっていたことは、町長も十分理解されてることと思います。平成 16 年当時は、4 町合併前でありましたので、災害に対する対応については、旧町で統一した計画にのっとった対応をされたことと思いますが、今年の台風シーズンに 16 年災害時のような災害が発生した時、全町をあげ、統一した対策が行われるのかどうか、大変問題になってきます。今の佐用町には、新町として、統一した防災計画がないため、もしもの時の災害に対する責任の所在がはっきりしません。災害対策は、1 分 1 秒といった時間との勝負になります。統一した指揮系統による迅速な対応が求められます。今年も嫌な台風シーズンがやってきました。多くの町民の皆様は、16 年次の災害を思い出し不安な思いをされていることと思います。そこで、一刻も早く新町としての防災計画を作成し、もしもの時に備えるべきではないかと思うが、町長の考えを伺う。

3 番目には、先ほども述べましたが、平成 16 年の 21 号台風では、時間的あたりの雨量は大変多く、河川の水かさが瞬く間に増し、氾濫した水が、堤防へ謁流し、民家の軒下まで水

が押し寄せ、全壊もしくは半壊までされた民家が多々ありました。幸いなことに被害はあっても、大きな人身事故がなかったことが幸いであったと思い出されます。あの時、堤防にパラペット等が施工されていれば、こんな災害は起きなかったのではないかと思います。その後河川の改修等行っていただき、又河床の土砂も取っていただいた事は、感謝しますが、まだまだ安心しておられる状態ではありません。そこで 16 年当時の雨量があっても、町民の皆様が安心して台風シーズンを迎えられるよう河川の両岸にパラペットを施す計画はないかを伺います。この場での質問を終わります。よろしく願います。

議長（西岡 正君） はい町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） では、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

先ず、「国道の拡幅を」とのご質問でございますが、町内は 2 本の国道 179、375 の国道がありまして、総延長は約 43 キロメートルで、舗装率は 100 パーセントであります。まだまだ歩道等が完備できてなく、多くの改修が必要なところがございます。議員ご指摘の「車の走行中に人あるいは車と接触する恐れのある箇所」ということでありますが、一概には箇所としては申し上げられませんが、歩道の未整備率という基準では、総延長の約 3 割強が歩道未整備箇所というふうになっております。交通渋滞解消・緩和と自転車・歩行者をはじめとする国道利用者の安全安心の観点からも、危険箇所解消の手法として歩道整備を伴った国道の拡幅改良は非常に重要な課題であると考えおります。今後とも、特に沿線地域住民の皆様方にもご協力をいたしまして、国、県に強く要望活動を行ってまいりますので宜しくお願いいたします。

次に、防災マニュアル作成の件ですが、6 月議会の一般質問でも申し上げましたように、地域防災計画につきましては、本年度に策定するよう予算化をしており、旧町でこれまでそれぞれ作成しておりました防災計画を参考にそれを統一して新町としての防災マニュアルとして作成を進めているところであります。来年 2 月中には完成させたいというふうに思っております。それに関連するハザードマップにつきましては、行政報告で申し上げたとおり、現在全戸に配布をするように準備をさせていただいております。またその間のですね、対応につきましては、暫定的な当然マニュアルを作り、災害時に備えた人員の連絡体制、人員配置、避難所等につきましては、そういう暫定的なマニュアルに基づきまして、職員に、十分に周知徹底を促しております。

次に、「防災対策はどうするのか」とのご質問であります。一昨年連続して襲来した大型台風による大きな被害・災害、これは、風水害の恐ろしさや又災害の発生の危険が近年非常に高まっていることを、私たちに改めて、教えられたところであります。その災害復旧対策につきましては、町民の方々の自助努力はもちろん、各関係機関の支援をいただき、2 年を迎えようとする現時点におきましてやっと、応急的な対策ということにつきましては目途がついたという段階でございます。お尋ねの河川災害復旧対策事業につきましても、非常に厳しい状況の中で、国、県のお力を得まして、ご指摘のように堆積土砂処理、護岸整備、パラペット等による堤防の嵩上げ等々を実施してきたところであります。先般 7 月の集中豪雨におきましては、被害が発生しなくて良かったと一安心したところであります。しかし、昨今の異常気象を想定するときとても万全とはもうしあげられません。今後とも、平素から危険箇所の実態把握に努め、防災対策の事業手法としては、ご指摘の工法も含めて事業効果を最優先に適宜検討を加えながら、町河川にあっては町の責任として、1 級・2 級河川にありましては県に継続的な要望活動をおこなっていく考えであります。

でよろしくお願ひします。以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まず、1 番目の道路拡幅についてですけども。場所、はっきり言わなかったんですけども、まゝ、旧上月町時代には、当時の石原議長を筆頭に全議員で、国会の方へ陳情に伺わしてもらったことがあります。それはまゝ、旧上月の中上月から久崎地区、早瀬地区が特に危険であるということで、寄せていただいたことも有ります。そういった意味において、今町長の方から、国や県の方に直要望していただけるということでありまして、その目途というんですかね。そういったものは、とりあえず、ここに危険箇所に対して、何か今までそういう、国の方から県や国の方から、返事とかそういうものは、何も今のところはないんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひします。

町長（庵逄典章君） 沢山のですね、要望してる箇所があるわけです。まだ改良が必要などころがあります。それぞれ旧町においてもですね、それぞれの旧町で色々要望活動も行いまして、県としても予算という範囲の中です、それぞれこの改良工事が少しずつ、進められてきております。上月地区におきましてですね、今円光寺トンネルの工事に着工しましたけども、あれも非常に長い時間がかかっておりますけれども、ああいうふうにも、1 つの箇所をですね、改良するにも非常に時間がかかります。ですからそれを何箇所もですね、一遍に着工して全てを一気に仕上げるということは、これはなかなかできない。これまでも道路というのは、時間をかけながら、昔と比べれば、全体として良くなってきております。今後ですね、県としてもそういう改良計画というのはその国道等主要幹線においてはすべて、計画、基本計画はある訳です。その計画のなかでね、これからどこを着工していくかということです。それを何年度に全てどうしますというところまでは当然、回答はいただけません。計画としても、県として回答できないというのが実情だというふうに思います。今言われる中上月からですね、踏み切りのところ、先般は橋の改良ができて、あの交差点改良、あそこがかなり良くなりました。それから南にかけてですね、また当然改良が残っている訳ですけども、今現在においては、先ほど言いました円光寺のこの今の工事、これを早くですね、ひとつ完成をしていただきたいというふうに考えております。町内他にもですね、いつも話題になっております 179 号の徳久バイパス、こういう大きな課題もありますのでね、そういう全体も見ながら、要望をしていきたい。いうふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 強く要望していただきたいと思うんですけども、町長、朝あそこへ見られたことがあります、例えば、中上月のその、国道付近、通学してるところを、様子を見られたことがありますか。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願ひします。

町長（庵逄典章君） 朝の時間はね、なかなか私も通る機会がありません。直接子どもたちが登校している状況というのは、中上月においては、見たことがありませんけどもね、想像はできます。他のところでですね、同じ様な箇所が町内にもありますから、平福の方にも、

ありましてそういうところは、通学の状況見ながらですね、要望もしてきたということで、中上月の所は、非常にまあ、徳久の今の現在の179と同じ様な状況にあると。いうふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 中上月みたいに、踏み切りがあって車がずっと通って、そして踏み切りが朝、あるために車がずらっと並んで、そこを小学生や中学生が通って、そして歩道もない、国道沿いというのは平福にあります。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いやいや、そういうその歩道のないところでね、子どもが通ってるところ、だから今言われる、私は今言いましたように、徳久なんかがね、今の同じ様な状況にあるんですね、あそこも。あそこで交差点、信号があって、あれからずっと改良を要望してるとこなんかですね、歩道のない中で、非常に車が連結して。ほんとに、多分、私もあそこ、歩いたことがありますけども、歩いてたら、非常に怖い。その車に乗ってるとそれほど気づかないということもあるんですけどね。そういう状況のところはよくわかります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 中上月ね、避ける場所がないんですよ。例えば国道しか、例えばじゃないんですよ、例えば、踏み切りから下の子、小学校、中学生全員、あそこを通らなあかん。だから、一部じゃなくて、多くの子が通ってる。だから、ほんのその地区ちょっとの子が通るんじゃないかって沢山の子が通ってる。これ国道で。トラックが通る。バスも通る。そしてね、変なことなんですけど、変なことじゃないんやけども、商店があって、ようタバコ買うたり、ジュース買うたりするんですよ。駐車するんですよ。そこへ駐車したら、ねえ、歩道もない、道幅もない。そこへ車がよう駐車する。そこを子どもが通る。そこへ対向車が来る。こっちからもくる。どうなるんか。これ、笑い事じゃない。しょっちゅうあるんです。これ、言うてええかどうかわからんのやけどね、ある子供さんがね、保育所から小学校入る時お父さんが僕にね、幹雄君な、もし、うちの子が事故で死んだら、僕、幹雄君殺しに行くでな。っていわれた。多分、僕も1番最初ね、保育所から小学校入る時それまでは何とも思てなかったんですけど、小学校行きだして、うちのちっちゃい子、これ、ランドセル背負うて、こんなとこ通ってえんかいな。思たんですよ。行きがけは、6年生の子が連れて行ってくれる。帰りがけ、ここ、どないして帰るんやて。1年生の子が一人、バラバラでここ帰るのかな。まっ、無事事故もなく済んでますけども。そういうとこやっていうのは、多分、僕は佐用郡見せてもるたなかで、あそこ、1箇所じゃないかな。特に、踏み切りでもなけりゃいいんですよ。これがまた、ややこしいんで、ぎゅうっと、カーブしてますよね。だから余計そのカーブしようところを、子どもが歩きようわけですよ。わかると言うんですけども。そこへ大型の最近よくトレーラーが通りますでしょ。昔、そんなに通らなかつたのに、最近特に通りますよね。がんがん言いながら通ります。あの道をね、あのままで、よう言うんですよ。変な話。まあ、誰か一人死ななしゃあねんだらうなって。住民はよく言うんですよ。それでは、僕らは遅いな。思うんです。だから本当に例えば、自転車で行くでしょ。中学校の子が、たまにフラットとすることあるんです。これは当たり前前に皆さんよくわかると思うんです。フラットとすることあるんですよ。フラットとするのん見

た時にね、ドキッとします。そしてね、山田議員というのが、上月におったんですけど、前後上するところから、中へ入る道がある。そこからね、自転車なんかでもすっと出てくるところがある。怖い。そら、びっくりしますよ。慌てますよ。急ブレーキですよ。何にもないから。それがちょうど見えないときに、しゅっとでてくるんです。そういうところは、多分、あんまりないと。だから、町長も、国・県にこの要望すると。ほんとにね、そういう切実な思いっていうことをね、ほんまに危険な思いをしながら、小学1年生2年生の子が通学してるんやということ、理解してもらった上で、どの程度要望、今後してもらえるのかね、大至急、やっぱり僕、優先順位ってあると思うんですよ。子どもが一人死んでから、慌てて言うのではなくしてね、ここを小学校の子が通りようんかな。いうのをまず一遍、町長に見てもらいたいと思いますけども。

議長（西岡 正君） 町長、答弁。

町長（庵逄典章君） まああの、状況は十分に私らもわかりますし、そういう危険な箇所、改良の早くしなきゃいけないところであるということもわかっております。県においてもですね、この改良計画の中で当然あそこの改良計画というものがあまして、それも優先度の高い改良地区だというふうに聞いておりますから、これまでもね、長く当然、今までずっとそういう状態が続いてきてる訳で、ずっと要望もされてきたと思いますけども。先ほどいいましたけど、一遍になかなかね、県の事業として取り組んでいただけないとうなかでね、あそこの懸案だった交差点、橋の改良もできて、今踏み切りの拡幅等も含めてね、県も取り組んでいただいておりますのでね、それから、順次円光寺のバイパス、トンネルの方まで含めて、それをつなげてしまわないとですね、前後はよくなってもですね、中が一番危険というのでは、非常に問題大きい。逆に大きくなります。そういうことはよくわかっております。

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そしたらね、何とかその点についてね、今後努力していただいて、やっぱり子どもが安心して通れるようにしていただきたいなと思います。それと、ちょっと通告にはないんですけどね、ついでにね、2箇所ね、国道側の右側と左側あるんですけどね、その間にほとんどね、横断歩道がないんですよ。子どもが渡るんですよ。毎日渡って右側へ渡って右側歩いてきますからね。左側の子は渡るんですよ。ところがないんですよ。だからちょっと通告書にはないんですけども、そういったことも考えてもらってほしいです。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） 通学路というのはね、やはり当然学校もみて、指定がされていると思うんですよ。その通学路を通るということで、その通学路でね、中でその横断する必要があり横断歩道としてのですね、マークも必要だということであれば、これは、公安委員会の方ですね、申請して横断歩道の設置もしていただけます。ですからその辺がこれまでね、どこでも子どもが渡るという訳じゃない。通学路という中で考えていかなきゃいけないと思いますので、ちょっとその辺は教育委員会にも聞きます。

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

議長（西岡 正君） 町長、答弁。

町長（庵逎典章君） 暫定的といいましてもですね、地域の状況は合併しても当然、その地形やいろいろ変わるわけではないので、これまでその地域の状況に基づいたですね、防災マニュアルという形で避難場所とか避難体制とか、いろいろが作ってある訳です。それを引き継いでおりますね。ですから後は、そのこの連絡体制、この指令、指揮体制ですね、こういうものを今度新町として、役場、私が例えば、防災、そういう災害時の本部長になってですね、下それぞれ職員が連絡体制を作ると。指揮をどうすると。また、消防においてもですね、今師団という形で、各旧町の形の消防団というものが、そのまま引き継がれております。そういう形での指令体制、そういうものをまずは当然、災害時に必要なことは、まとめてですね、そういう体制が取れるように作ってるということです。

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そしたら、上月の時、多分何処でもそうなんですけど、避場所がね、何処やいうのがないと。何処に避難せえと。言う指示・命令ができてなかったんです。だから、よく言われるんです。何処へ逃げたらえん。何処へ逃げてええか、わからへんねんから、町民困るわけです。ほいでみな、家におった。だからそういったことをきちっと非難場所、ここなんやと。例えば雨の時と、地震の時は違うかもわからんけども。そういうように大雨の時にはここに皆さん逃げなさいよという、そういう何か連絡的なものもきちっと整備されとんかどうか。ちょっとそこら辺もう1回。

議長（西岡 正君） はい、町長。住民課長。

住民課長（山口良一君） 先ほどまあ、マニュアルということで、これ職員向けのマニュアルにつきましては、きちっとしたもの、作っております。そのなかで、町内39所、避難場所指定をしております。今回7月19日につきましては、上月の場合は、上月の支所の方から、どうもこの状況からみてですね、いろいろ対策せなあかん言うことで、久崎小学校を非難場所にしてですね、そこへ非難してもらったという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 久崎もそうなんですけども、全体的にそういったものを、網羅できるようなものを、全部すべてに難しいかもわからんけども、ある程度そういった部分に対応的にできるんかどうかね、そういう場所を考えてるんかどうかね、久崎以外でも。先ほど申し上げさしてもるたように、例えば、うちの地区でも、すごいことになりました。一面海ですよ。だから、うちより上の中上月でもそうです。先ほどいわれとったんが、中上月の人が、私はどこへ逃げたらえんだらうというのをいわれとったんです。その時ね。だから、その久崎も避難所、それができたとして、それ以外、例えば小日山や上月ばかり言いますけども、あそこらでも大変なことなとたし、そういう意味では、上月だけじゃなくして、どこでもあったと思うんです。そういうんがきちりね、避難所的なものを作っていないと、私は、皆さん、気をつけなさいよ。気つけはわかったと。じゃ、どうするんやと。いや、皆気をつけてくれで終わったらね、これ何のためのマニュアルかわかれへん。こういう時にはこうしましょ。皆さん、ここへ逃げてくださいよと。これが非難経路ですよとか例えば、家でも、

ビルでもね、火事いったら、非難経路とがあると思うんやね。そういうのをちょっとできているのかどうか、そういうことも考えられてるんかどうか、もう少し、お伺いしたい。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 関係者へ、避難場所として指定しておりますのは、主に学校とか、保育園。公共の建物ですね。を指定しておりますけども、中には避難場所として不適當ではないかというようなところもあるかと思えます。それと避難場所につきましては、水害の場合と、地震も想定していると、言うことでして、地震の場合はですね、突然やってくるということで、避難場所に行くにも行けないというような状況もでてくるかと思えます。そういう場合にはですね、その次の状況に応じて、例えばその集会所なり、そういうところへ非難するというような考え方も必要やないかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そしたらまああの、できるだけね、広くね多くの方がその非難できるという状態ね、例えば、分断されてまうんですね、台風の時というのは。道路が浸かってしまうから。だから、そういう部分も何とか、考慮しながら、そういう安全に待避できるような場所をね、作っていく。そういう対策、まちづくり的なものをね、将来考えてもらって、今の今言うてもね、難しいものがありますんで。お願いしたいと思えますけど。

町長（庵逄典章君） このこともですね、町も全体として、基本的な計画というのはきちっと作っていくということになるんですね。ただ、災害というのは本当にあの、その災害の状況によって、その災害の種類によってですね、それが全部当てはまるかという、中々当てはまらない。非難場所においてもですね、結局 1 箇所にもそのそこへ避難することの方が危険だとい場合がありますし、避難場所へ行く途中がですね、場合によってはどうしても災害によって、行けないような状態も出てきます。ですからこれ、まちづくり協議会のこれから、地域の課題の考えていただく中でですね、やはりその地域の中で、そういうその、安全な場所、そして場合によってはその細かいやっぱし、単位でですね、この非難、お互いに助け合いながら非難していただくというですね、そういうところも考えていかなきゃ、本当の対応ができないんじゃないかと思うんですね。だから、そういう意味では、町はその 1 つこれから、防災マニュアルで大きくはその学校とか保育所とか公共施設を避難場所として設定して、それに基づいて更にそれをいろんな対応していくための計画というものを、地域の皆さんに考えていただくというふうな思いで私は今おります。

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そしたらまたね、そこら辺詳しくどうなるかわかりませんけどね、検討してもらいながら、いいものを作っていただきたいと思います。

3 番目のね、パラペットのことについてね、町長の方でお願いしたいなと思うんですけども、お願いじゃない、質問したいなと思うんですけども、16 年災害時にはここにしても、旧佐用町にしても、大変な思いされたと思うんですよ。あの時にパラペットしとけば、よく出たのはちょっとここまでもならなかったんじゃないのかなというのがありました。それと土砂を何とか取ってほしいなという要望がよく出されました。よく上月でなったのが、土砂取りは金屋ということで、話は進んでおりましたけど、そこらへんは中断しております。

ただ、策として河川の土砂取りがある程度はしていただいたんですけど、まだまだ十分とはいえない状態において、この前の大雨の中で、16年災害時にあった、その風倒木の後から、土砂崩れが沢山おきてます。起きた土砂が河川に流れれば、折角取ったんも通常よりも溜まるんですね。そうなればね、これほんまにまた、大急ぎで取ってもらうか、けど捨てる場所がなけりゃ、やっぱりそういうパラペットでもして、堤防の嵩上げをしてもらうしかないのかな。ある程度、久崎とか、場所的によったら、佐用でもそこらはしていただいております。そこら辺は非常に良かったかなと思うんですけども。ただまだまだ、私は十分とはいえない状態ではないんじゃないかと。例えば、上郡見ればね、多分風倒木のきれだとは思いますが、花を活けるようにしながら、一面やっていますね。ところが、この佐用においては、あれほど、あれほどってことはないんかもわからんけども、その何いうんか、堤防の嵩上げは行われていない状態ではないかと思うんです。災害というのは、上郡も大変だったかもわからんけども、佐用町も大変だったわけなんで、そういった対策を大至急何とか、町長にお願いしたい。お願いしたいんじゃないやけども。そういう考え的なものを伺いたいと思うんですね。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） 河川ですね、抜本的な改修というのが、一番要望してきてるところなんですけども、これは本当になかなか進みません。ですから暫定的なですね、対策という事で県も直ぐにできないということで、まず断面を確保するためにですね、堤防の嵩上げをやって、必要などこはやっていくということで、私たちも上郡のずっと、木でね、間伐材でされてますけども、あれも1つの方法だと思いますけども。あの方法というのは、ちょっと、材料からみても暫定的ですよ。あれ、後どうするのかなという心配も有ります。しかし、町としてもですね、必要などこ、県としては、円光寺とか久崎の方も一部やっていただきましたし、佐用の方もやっていただきました。その山本議員のお住まいの、この下上月の所もですね、私もまあ、ずっとみていてですね、一部低いところがあるんですね。あの辺が、水が上がったところだということも見ましたけども、やはり、そこがもう少し、きちっとした堤防があれば、かなり防げた部分があるだろうということで、あそこの部分についてもですね、そういう堤防の嵩上げをして欲しいという要望をしてる訳です。県もそれは、考えますということの回答は得てたんですけども、今年まあ、全体の予算の中でどうしてもまあ、なかなかまだ終わってないということです。ですからこれは必要性というのは、県の河川担当の方もですね、十分認識をしておりますのでね、できるだけ早くその事業をやってもらえるように、私もこれから話を続けて行っていきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 先ほど、上郡でね、間伐材でやられてるのは、本当に私も暫定的であると思うんですよ。ちょっと、国体対策のためにあそこに花を埋めて、きれいにしてとにかく間にあわせようと、ただ町民がね、上郡やっとな。いうのをよう見てくるわけ。私とこら、直ぐそばですから、上郡の、皆さんよくしょっちゅう、買い物でも行くから。だから、上郡、ようやっとな。何で佐用してくれんのやろ、これは、暫定的なもんであれ、何であれね、してくれんのやろと。これはうちのあれだけじゃなくして、早瀬の方にしてもね、小日山にしても、皆いわれるんですけども。力万の方にしても。何とかして。何で、風倒木だろうが何だろうが、看板だろうが何でもいいけど、とにかくちょっとだけ欲しいな、いうのがあるんで。何で上郡であれができて、佐用でそこまでできないのかなというのがあると思

うんですけど、どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

町長（庵逄典章君） それは私もわかりません。上郡もああいう方式でということで、あの部分、やりかけたら全体でやらないと切っていくわけにいかないんで、ああいう形になってしまったと思うんですけども、一応担当、管内がねある程度、佐用の土木出張所管内ということで、佐用が対応していただいているんですけども。何故できなかったかというのはそこは私はわかりません。

議長（西岡 正君） 山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） もう 1 つだけ。本当にね、上郡が、上月の境まで、民家が無いようなところまでしよう訳ですね。例えば船石というところへんまでもやってますね。大酒越えた当たり前、ないとは言わんけど、こっち民家みたいに高いぞと。あそこは水いかなだろうというようなところでやりよう訳ですね。ああいうところまでそういう部分で、あれはもしかしたら、町の単費でしよんかもわからんけど。多分そんなことはないでしょうね。ということは、あんなところまでできるんだったら、民家があるところ、もっとせなあかんのじゃないか。っていうのは思う訳ですよ。今、町長わからん言われましたけれども、多分そうなんだろうと思うんだけど、ただ、わからんのじゃなくしてもうちょっとそこらへんを県やそこらへん、土木にね、なんとか詰めていただきたいなという思いがあるんですけどね。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） そのことは、疑問はね、私も感じて県の担当者の方にもです、あそこまでやっておられるんだったら、こちらもやってくださいという話は当然してますよ。ただまあ、それはその分は 1 つ事業計画してやった、佐用は佐用でまたやっていきますと対応はしていきますという回答なんですね。

議長（西岡 正君） 山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ちょっとひとつこいかもわからんけど、上郡はね、ものすごい河川改修しますよね。小学校、上郡橋のあたりあの橋 3 つおとしまして、ほんでものすごく川幅広げて、だから中学校なんかも建て替えしてますね。そこまで河川改修は下からするんやっていうんか、これはそれでようわかる。だから河川改修下からするんなら、暫定的な対応として、本当にパラペット等の堤防の嵩上げ的なことをね、やるのが私は順序的に、こっちの方の河川改修が無理なら暫定的にできるまでは、そういったことを対応を本当により強く要望してもらいたいと。上郡でその河川改修するために使う費用いうたら、私何百億やと思います。多分。中学校の改修まで含まれる訳ですからね。そういうことにおいて、ここまで河川改修するには、向こう 10 年じゃなくもっとかかるんだろうと思います。その間は暫定的にね、こっちの方を優先的にして欲しいというのを、町長に要望してもらいまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） ここで、休憩に入りたいと思います。再開を午後 1 時といたします。

議長(西岡 正君) 　　少しまだ時間が早いんですけれども、全員お揃いでございますので、休会前に引き続きまして一般質問を行います。
　　続いて、19 番森本和生君の質問を許可いたします。

〔19 番 森本和生君 登壇〕

19 番(森本和生君) 　　19 番、森本和生でございます。3 点について通告いたしておりますので、けれども先日から各議員の方からの質問がありまして、重複する点を避けながら、質問していきたい。そのように思っております。

1、協働のまちづくりについて、人、町、自然がきらめく共生の郷を目指し、昨年 10 月 4 町が合併した。新町は面積が広大になることから、全町を網羅する事業、地域全体のバランスある発展や地域の特性を活かした役割分担、住民ニーズなどを踏まえつつ新町全体の課題を解決に向け 4 町の速やかな一体化を促進し住民福祉の向上を図るとともに、地域では自治会活動やボランティア活動をはじめ住民の自主的な地域活動が行われており、住民の意向を十分に踏まえるために、皆で支えあい助け合う協働のまちづくりを進め、住民と行政、住民同士が特性を活かしお互いを尊重しながら問題解決にあたり地域が自立し責任をもち、豊かさの実感できる佐用町にすることが必要であると思います。協働のまちづくりを推進する新しい自治組織は、最も身近な自治組織としては、集落の自治会概ね小学校校区単位の地域づくり協議会、旧町単位のまちづくり協議会、町全体の推進組織まちづくり推進会議をスタートしたところですが、状況と対応を問うものであります。

2、風倒木の処理、森林普及対策についてであります。私もことあるごとに、この風倒木処理のことについて質問しておりますけれども、前 6 月議会においても平成 16 年の台風による杉・ヒノキ材を中心に立ち木の折損、倒木の甚大な被害が発生し、処理に努力しているが、未処理部分が数多くある。このまま放置すれば 2 次災害発生に恐れがあり、急速な復旧対策を講じる必要があるとの質問をしております。その後の対応を問うものであります。本町での当初被害復旧計画面積が過少に報告していたのではないのですか。

県は 18 年度中で完全処理ができる予算をあげているが、処理できますか。風倒木緊急処理事業での国庫、県、町補助金が、森林組合が処理する場合と自力業者委託処理するのと、何故違う対応をしているのですか。

3、姫新線の高速化についてであります。姫新線の電化促進について努力してるところであります。新しく対応が定まると聞いておりますが、問うものであります。明快な答弁を求めたいと思います。以上。

議長(西岡 正君) 　　はい、町長答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) 　　それでは、今議会一般質問最後の森本議員からのご質問にお答えさせていただきます。まず、協働のまちづくりに関連し、地域づくり協議会やまちづくり協議会の状況と対応を問う。というご質問でございますが、協働のまちづくりは、合併後のまちづくりの柱として位置付け、住民と行政が役割分担し、お互いに協力し合いながら自立したまちづくりを進めていこうというものでございます。旧小学校区単位の地

域づくり協議会を設立し、各集落とも連携しながら地域の人々が参加し、交流や人のつながりによって、地域の課題解決に取り組みその地域を守り育てていこうとするものです。自治会長さん方のご協力を得て、7月中までに13の地域づくり協議会がすべて設立され、まちづくり活動を推進するまちづくり推進員や地域まちづくりの、中心的役割を担っていただく「地域センター長」も決めていただき、地域ごとに活動いただいております。この活動を支援するため、まちづくり課、生涯学習課、各支所地域振興課が連携し、分担しながら協議会の担当職員も決め、取り組んでいるところであります。協議会ごとの活動状況をお互いに知るための、センター長会議も設置して情報の共有や連携にも努めているところでございます。町としても、協議会との連携、活動を支援するため、私町長を本部長に、助役、教育長を副本部長として課長職全員による推進本部を8月に設置して、状況に応じて本部会議を開催し、町としての対応をしてまいる考えであります。また、状況に応じて私自身が、協議会に出向き行政の報告もさせてもらい、協議会の方々の話も聞かせてもらう懇談会も実施したいというふうに考えております。尚旧町単位に設置を予定しております。「まちづくり協議会」については、小学校区単位に「地域づくり協議会」が設立されたばかりでありますので、少し時間をおいてそれぞれの地域づくり協議会の運営方法や活動方法が定まるのを待って「まちづくり協議会」を設置して、地域づくり協議会やまちづくりセンターと連携をとりながら、一体となったまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。更には、町全体のまちづくりの推進や私、町長に対して施策の答申をするまちづくり推進会議も設置をして佐用町全体の協働のまちづくりの推進を図りたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。次に、風倒木処理、森林災害復旧対策についてのご質問でございますが、県との協議において、風倒木処理については18年度中に終了させ、19年度は植栽を行う計画で現在調整を行っており、復旧面積につきましても、7月から8月下旬にかけて災害復旧申請等の現地立会いを行ってきました。その結果、18年度で風倒木処理の申請面積は、個人施業も含めて227haとなり、当初に県が決定していた面積96haより131ha増えておりますが、県への要望で協議の結果、最終確定として認めてもらうこととなったところであります。又県では通常の森林災害復旧事業に上乘せとして、県単独事業を組み合わせ、被害木の伐採・整理、跡地造林に係る経費を、標準事業費以内であれば、個人負担を県と町とで負担する制度もあります。この災害復旧の要件は、伐採木の所有権放棄が必要であり、倒木処理後は植栽を行い、植栽後は成林するまで保育していただくことになっております。昨年8月に県と町、森林組合と協議調整を行い復旧計画面積を決めたものの、その後現地立会い調査の結果227haに面積が変更となりました。県は18年度において風倒木処理を行うべく予算化されており、町も本議会に補正予算として提案させていただいておりますが、県、町、森林組合と調整会議を行い、18年度中に風倒木整理を完了する予定で、植栽については、19年度以降に完了する予定で取り組んでおります。この場合、森林組合が施業を行う場合には、伐採木の所有権の放棄をしてもらって施業を行いますので、県・町単独事業補助金は交付されますが、個人施業でも伐採木の整理方法として、林内等処理が確認されれば単独事業分も交付されますが、市場等へ出材されると単独事業分は交付されません。

次に姫新線の高速化についてのご質問であります。事業計画につきましては、兵庫県が策定したJR姫新線アクションプログラムに基づき、平成18年度からディーゼル高速化事業に向けて進んでいる状況でございます。事業計画の主な内容は、計画区間の姫路駅、上月駅間の50、9キロメートルを現行で約80分のところを、約60分、1時間程度で結ぶ時間短縮と運行本数を増やすことで、利用促進に努める計画であります。事業年度につきましては、平成18年度今年度から始まっており平成20年度までの3ヵ年とし、姫新線の姫路駅高架に合わせて平成20年度の完成を目指し、新型車両の導入、軌道改良、安全側

線の整備等の事業内容であります。事業費は概ね 60 億円程度と見込まれておりますが、安全対策等まだまだ不確定な要素が多分にありますので、事業費は未だ最終的な確定はできません。本年度予算には、調査費負担金 390 万 7,000 円を予算計上しており、現在は年末の基本協定に向けて調整中であり、ご報告を申し上げ、答弁とさせていただきます。以上この場の答弁といたします。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 3 番の姫新線の高速化についてから、お尋ねしたいと思います。町長、今 18 年度から 3 年間、20 年までの 3 ヶ年。その電化促進をずっと要望してきたんですけども、当然電化は無理やというような形で、県の方からも 3 ヶ年でディーゼルの高速車を走らすというような形で対応したい。ってというようなことで、1 両の車両が、1 億 5,000 万とか言うような話も聞いたんですけども、当然そういう形の話が、18 年度から始まるんだったら、17 年度ぐらいに話はもう出よったんじゃないかなと思うんですけども、18 年度もう半年くらい済みよんですけどね、こういうのは、町長、まだ聞かれてなかったんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これまでも、議会にもご報告をさせていただいたと思います。長年電化促進協議会という形です、姫新線の利便性の向上に向けて、色々要望活動をしてまいりました。そしてまあ、県としてですね、電化ということについては、非常に莫大な経費がかかるということですね、ディーゼル高速化を行うということがですね、一応方針として決められて、17 年度、昨年度ですけども、そういう方向で 18 年度から取り組みたいということが出てきましたので、町といたしましては、これは、これまで要望してきた電化ということについては、私達もですね、かえって新宮駅までの電化というようなことでは、逆に佐用町なんかにおいては、もう不便になってくると。いう可能性も非常に高かったものですから、そしてまあ、負担についてもですね、県等がかなり、大きく負担をしていただいて、地元沿線の負担はかなり軽減をしていただけるということですね、こういう方針、方向でお願いをしたいということになっておりました。この内容については、議会にも報告をさせていただいたと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。森本和生君。

19 番（森本和生君） 姫新線はね、確かに今は、不便言いますか、姫路まで時間がかかるというようなこと、それから又新宮からの乗り換えってというようなことがあって、割に利用が少なかったと。けども、なくなるってというようなことになったら、やはりこの旧の佐用町、4 町をずっと網羅した交通機関でありますし、利便性は当然ありますし、姫路の方まで行くんお短縮についてはね、時間が短縮できるんだったら、姫新線利用者も増えて来ると思うんで、これからもどんどんそういう形の中でね、姫新線の利便性ってというようなものを追求してってもらいたいな。というふうに思っております。それからまあ、時間が、配分があれなんで。次協働のまちづくり、いう形で質問したいと思いますけれども、協働のまちづくりについては、各議員の人が、話が出ております。協働のまちづくりということも、議員の方からもずっといろいろ話出んですけども、協働のまちづくりには、行政の意識改革が求められますってこのパンフレットの中でもね、当然行政の意識改革それともう 1

つはねやっぱ住民の意識改革いうもんも大事なもんで、その分権の社会、地方分権って言う、権限ということでなしに、地方にも責任を持ってもらってね、自立して責任もってもらってことは、大きな課題になると思うんです。言葉では協働、協働ってというような形で、ものすごくソフトな感じの協働なんですけれども、地域の合併するということで、一体化を進めていくということは、協働のまちづくりということは大変ええことであるんですけども、住民の方にも意識改革をしてもらおうという絶好のチャンスやと思うんですけども、町長、どうですか？

町長（庵逄典章君） いや、そのとおりであります。ですからやはり、この生涯学習その学習を通してですね、それはあの、まちづくりのいろんな事業の中で一緒に考えていただく。そういう方の中で、これからの行政・自治のあり方というものに対してですね、これまでどおりの行政主体ではなくてですね、当然住民が住民の皆さんが自ら考えていくという、そういう考え方に皆さん方が、住民の皆さん方も意識改革をしていただくというのが、このまちづくりの大きな柱になってまいります。

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） この協働のまちづくりの話がずっと生涯学習の話も出ておったんで、特に行政の役割ということで、パンフレット上手に書いてあるんですけども、行政、役場の役割ってということで、今話するように、行政の役場の人の意識改革ということをお大事なこと。それから、住民の意識改革ということはね、それがマッチして初めて意識が改革して、町民は変化を求める。大きな変化じゃなしにやっぱり合併して変わったなど。合併してよかったなど。プラスの町になったなどというような、そういう感覚、合併したら地方がさびれる。中心ばかりが、よくなるって言うような感覚はあったけど、そうじゃないなど。いうようなそういう感覚を植えつけるんが、この協働のまちづくりで一番大事なとこやないかと思うんです。今その住民の方いうたらもう、インターネットで田舎におっても何処におっても即、国際的な情報までが入るって言うような、そういう時代になってくるし、これから光ファイバーの交通システムもやっていくというようなことになったらね、その住民の方の能力とか、そういう経験とか意識とかいうもんが、優れたものすごいもんがあると思うんです。それを一番の主演というもんはやっぱり住民の方が主演になってやる。それをサポートしていく。それを助けていくというようなもんが、行政の力がそこに入っていくと。行政が主導でないって言うようなことを、この協働のまちづくりではね、当然本当は住民の人が一生懸命自分の町、自分らが子どもたちに残すような町は住民でやろうでって言うようなそういう、感覚の植付けを行政の役割として 1 番大事じゃないかなと、そういうように思うんですけどね。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） いやもうそのとおりの事をですね、お話をされておりますので、本来の行政というものの、改めてですね、やはり行政行政という事で、非常にですね、漠然とした形でその行政とは何かということがね、当たり前の中で逆にわかってない。部分が今できてくるんじゃないかと思うんですね。だから私本来この社会の中で人間は一人では実際に生きていけません。いろんな社会を作って、人間は生きている訳でその中でいろいろと役割分担をして、皆がお互いの助け合って生きているのが社会です。その中で一人で、できる事は、基本ですけども、やはり家族がありまたその集落があり、そしてその一人でできない

事、集落でできないことというものをですね、みんなの力で協力して行っていく。その機構が行政ですから、だからそういう役割分担というものをね、改めて皆で一緒に考えていこうというのがこの協働のまちづくりの大きな柱ではないかというふうに、思っております。

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） それと此処に役割の中にね、やっぱりいろんなまちづくりの企画段階から住民が参画すれば、その効果はより大きな物となり、満足度の高いものになるっていう事は、自分らが作った町を自分たちが、住民が作った町やってというような感覚でね、満足度も増えていくっていう事、確かにそうやと思うんです。それから、もう 1 つ、今まで話が出てなかったんですけど、地域づくり協議会などの活動に対してね、活動経費の支援を行う制度を設けるなど地域づくりの支援も重要な役割です。そういう活動経費の支援を行う。というような形でね、町長、どういふもん考えられてますか。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。

町長（庵逄典章君） 活動支援って言っても、そのいろんな事があります。だから、まずお金を使わなくっても、活動はできる分も沢山ありますし、又その活動によっては経費が必要な場合もあるわけです。その経費自体もですね、自分たちでできる範囲内では自分たちがやっぱし、でそのお金も経費ももってやるというのが、必要だと思いますけども。やっぱしこの行政としてみんなのお金ですから、それを皆さんがその平等公平にですね。皆に分けて使う。使い方というのはですね、こう使いなさいという規定しただけで、限定した中で、使うのではなくってですね、やはり地域の皆さん方、自分たちで考えて有効にそのお金を使っていくということ。そういう考え方でこれからこの協議会ですね、活動に対しての援助をしていきたいなど。補助をしていきたいなどというふうに思っております。ただ、そういう中からですね、行政がやっぱし事業として捉えているような補助制度とか、事業制度の基づいてこれを実行していかなきゃいけないものは、やっぱしそれはそれとして、行政の責任でやっていかなきゃいけない。ということになります。

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） 町長もご存知だと思っておりますけど、それにほんまにマッチした事業いうんも、これもちょっと県の方で紹介してもらったんだけどね、県民交流広場事業っていうような形で 1 小学校区に整備費だったら 1,000 万、5 年間くらいで 1,000 万ほど、そういうまちづくりするんだったらいいですよ。又ソフト活動費には 300 万と。あわせて 1,300 万のそういう小学校区 1 つに出ますよというような形で県は 100 億以上のお金を、予算を立てて今年度は、今年度は当然 6 月 1 日から 8 月 18 日までの締め切りで、そういう募集をかけとったと思っております。県の方に行くことがあって聞いたら、佐用出てない。何でこれにのらんのやと、というようなこと言われたんですけども。それはどうですか。これ、使うたら一番ええと思っておりますけど。

町長（庵逄典章君） 当然あの、こういうまちづくりを考える中でですね、県民局とも局長ともお話をさしていただいて、県としてもこれからですね、地域づくりの中でこのハード的な施設を整備していくということは、ある程度限界がきている。そういう地域の活動にソフト事業としてですね、取り組んでいきたい。このスポーツ 21 というですね、そう

いう制度で今各校区ごとにですね、スポーツクラブを活動して、これも整備をしていくためのハード、いろんな備品を揃えるお金と活動費が県が制度を作ってやって、各旧町でもそういうスポーツクラブをつくっていたと思うんですけどもね、そのまちづくり版としてですね、県民交流広場というものを制度が作られたわけです。こういう制度をね、私たちが今後の佐用町のまちづくりは、この協働のまちづくりという地域づくり協議会をつくってやっていきたいんだと。言う話をした時に是非こういう、県としてもこういう形で応援をしますよというお話をいただいております。ですから当然この県の制度をね、有効に活用していきたいというふうに考えております。ただ今年何故その制度を申請してないのかと言われますけども、これは協議会の設置がですね、7月中に協議会の設置ができてますけども、その中でね今後どういう活動をしていこう、どういう課題に取り組んでいこうと言う事ですね、ある程度やっぱし皆さん方がよく考えていただいた中でね、そういう制度に申請をしていかないとお金が1,000万ありますよ、活動費300万ですよと、お金だけを先に、提示、見せてですね、それで何かしなさいと。言う事ではですね、これはやはりお金を使うためだけの事業になってしまう可能性もある訳ですよ。これは5年間で1,000万円のハード事業、整備ができる。それから300万というのも5年間なんですね。この事業の一応年度は、事業期間というもの。ですから19年度申請すれば19年度から5年間の事業として取り組みます。ですから私はこれは13協議会全部がですね、一辺に申請していただいて、そういう活動ができれば1番いいんですけども、やはり地域によっては早く進めれるとこと、遅いところではもう出てくると思います。そういう制度、地域づくり協議会の色々この活動にあわせてね、使っていきたい。これ21年までだったかな。20年か21年までであるわけです。例えば20年までだったら20年から始めても5年間の期間でこの補助がいただけるという制度になってると言うことを聞いておりますのでね、そういう制度は有効に活用させていただきます。

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19番（森本和生君） そのことも全部聞いとんですけども、とりあえずね、行政の役割いなかでね、情報の積極的な公開っていうようなことも含めてね、お金でどうこういうことではないんですけども。本間に協働のまちづくりという形を作る時の小学校区のこういう形でやっていくこと、地域づくりまちづくりしていくようなことについて、打ってつけのね、そういう事業やと思うんです。これを上手にね、活用して当然お金でどうこういうことないんです。お金があったら皆寄ってきて話するし、自分とこの地域の小学校区において、佐用町全体から言うたら1億以上の相当のお金が地域に小学校区に1,300万づつ言うような事になってくると思うんで、そういうことを上手に情報提供して指導していくんがやっぱり役場の仕事。そういうこともあると思うんで、当然こういうことも情報提供してね、やってもらうということで、次いきたいと思えます。風倒木のことなんですけども、平成16年の12月当初の普及計画面積は、町長90何ヘクタールというようなこと言われたんですけども62ヘクタールじゃなかったんですか。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 町長が言われた96ヘクタールですか。それについては平成18年度96ヘクタール、18年度に計画処理する面積の事をちょっと答弁させていただいております。

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） 16 年度の 12 月に 62 ヘクタール。それから 17 年の 9 月に 135 ヘクタール、それを県に申請して県は結果 135 ヘクタールの予算をつけたんじゃないんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 新佐用町の旧 4 町の復旧計画面積が 135 ヘクタールと言う事に決ったのが平成 17 年 9 月 21 日のですね、県、町それから森林組合との会議においてですね、復旧面積はこの時に 135 ヘクタールというふうに決ったと聞いております。

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） 被害面積をね、把握する場合に県はね、この双眼鏡かなんかいう、県でもろたんですけど、とりあえず佐用郡の今回のこの 16 年の台風についてはね約 300 ヘクタール余りの森林が、風倒被害を受けとういうて、早 17 年 1 月の住民説明する書類の中に 300 ヘクタールて書いとんです。だからまさに 300 ヘクタールと言う事は、想定を県はしとったのに、町は何で当初 62 ヘクタールそれから 17 年の 9 月、言うたら去年の 9 月言うたら 1 年前ですわ。1 年前に 135 ヘクタールの申請しか出なんだんか、今になって、これからやるやつ 227 ヘクタールやるんやっという話でしょ。その辺の数字の押さえ方っというんが、これ誰が押えとったんか、森林組合が押さえとったんか、誰が押えた面積の数字なんか、町長が何にもわかっとう訳じゃないって思う。当初はね、積み上げてきたものをずっと出してきて、これだけに県に要望しますっというて、当初したんは 62 ヘクタールしかなかったんです。

議長（西岡 正君） 町長、答弁。

町長（庵造典章君） 私もこの風倒木の災害が出た直後ですね、町内ずっとみて回りまして、ざっと私が見た面積で 200 ヘクタール以上は、佐用町内でもあるという話もさしていただきました。県も実際のところ、今言われるようにね、沢山の被害出ると。いうことは把握してたと思いますね。ただ、当時からの風倒木の処理方法またこの制度についてですね、色々をお願いをして公費でやっていくということ制度をつくっていただいたんですね。そういう中において、当初これはあの、県との担当者もいろいろと行き違い、思い違いついていうんか統一したところがなかったと思うんですけども。風倒木の被害面積はそれぐらいあるってことは、わかってますけども、その処理をするにあたっての申請について、これは個人所有がほとんどです。個人から申請をしていただくという中で、当初ヘクタールあたり 2 百何十万 300 万その標準事業費で処理をします。それ以上ですね、色々かかったのについては、個人負担も有りますよと。それからその処理をした後の植栽についてもですね、また新しい杉ヒノキこれを植えてですね、後、保育施業をしなきゃいけない。そういう条件はあった訳です。だから、そういう中で申請についてはですね、もう山の所有者もそのそれ、個人負担がもし少しでもでてくるようなことであればですね、もう山にはそんなお金をかけることはできないと、いうことで中々その実際にやっていこうという盛り上がりがなかったんです。申請者も少なかったという事です。ただ、県と町との考え方のなかで、私たちもそういうことで聞いとったんですけども、これから申請が出

たものを順次やっていきますよ。逐次それは受け付けてやっていきますよと言う事は聞いてたわけです。ですから、この限度はね、いくらであると言うのではなくって、この年度のなかで出てきたものはやっていただけるんだらうと、いうふうに私も解釈をしとりました。でまあ、中々その実際に今まで経験したことのないような処理ですから、どれだけかかるのかやってみないとわからないと言う事で、森林組合の方もですね、何とかまあ、早くやってみてその結果を出したいという事で、前にも私はお話しましたが私の家の所有林も一度ほんならもし、個人負担がでても覚悟するから、やってくださいと言う事でやっていただいて、そういう実例をやっていたなかで、ほとんどの所が、個人負担なしにこの事業ができてると言う事、それから後の施業についてもですね、杉ヒノキだけじゃなくって、広葉樹も植えてもいいということで、非常に幅が広がりました。そういうことでその、一気にですね、申請が増えてきたということです。この被害面積として申請してるのは被害面積じゃなくって、各その山の所有者から申請、処理を受けた、申請を受けた面積で出してるということです。その点はまあその、止むを得なかったかなというふうに思ってます。今年度 18 年度最終年度でやりますと言う事で終わりますと言う事で言われて、これも 3 年間でできなければですね、延長がありうると言うような話を私も聞いてた訳です。しかし知事はこれはもう、やってしまいなさいと言う指示のもとにですね、この年に 18 年度で終わると言う事で、18 年度に一気に出てきたというふうに解釈をしております。そのことがあったんで、お願いをして出て来た面積を全て何とか対応できる場所はですよ、立ち会って対応しようと言う事で予算も今年、補正予算としてつけていただいて、町としても補正をさしていただくという対応をさしていただいております。

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19 番（森本和生君） 時間がないんでね、とりあえずね、今町長その被害の面積と申請面積、それをねとりあえず町長、僕もいっつも言うんですけども、この事業はね、莫大な金使うてね、税金投入するんですわ。それも、個人の財産に、そういうこと含めて何で、そういうことするんじゃ言う事についてもね、これ、山を守ってもらわなったら、再生してもらわなかったら、山の持ち主だけやなしに、2 次災害、川下のもんも、大変な被害被るさかい、山を何とか守ってくださいと言うようなことで、税金投入するんです。それを、黙っとんです。皆、理解しとう訳なんです。そやさかいに、当然被害が 300 ヘクタールもでとんだったら、当然町長、先頭に立ってね、どないぞ山、再生しようやと。みんな申請出してえや。そやさかいとりあえず申請するさかいに 3 年間で何とか頑張ろう思うさかいに申請をとにかく出してください。山を再生しようやっていうようなことをね、本来は言うていかなあかんのですわ。申請が出ただけやりますよって言うような事で進めていったいう事に 1 つ間違いがあると思うんですわ。山を守ってもらわなったら、大変なことになるんや。この機会をこの事業にのってもらわなったら、この事業が一番有利な事業やさかいに、山の再生しようやっていうようなことで、やっていって結果 270 ヘクタールほど申請が出とんでしょ。現実には。

町長（庵逄典章君） 出ました。最初にね。

19 番（森本和生君） これ、どない。300 ヘクタール被害出とうでって、一番初め当初県が言うとした 300 ヘクタール。それに近い 270 ヘクタールの申請出てきたです。課長、これ 270 やね、最終的に被害申請でとん。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 277 ヘクタール、回答書に数字、言わしていただいとんでも。これは 18 年度にですね。風倒処理する面積の被害です。ですから 16、17 年ですが、終わっとう面積有ります。約 40 ヘクタール近くは終わっとう思うんで、それはプラスになります。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 結果的に 270 ヘクタールの被害、申請がでて、今現在処理したんは 40 ヘクタールほどしとう言う事でしょう、270 のうち 40 処理ができて、残り 227 ヘクタールをこの 18 年度、今から 6 ヶ月ほどの内で 227 ヘクタール処理するって言うんでしょ、町長、そうでしょう、今まで 2 年かかって正味 1 年半ほどかかって 40 ヘクタールしか処理ができなんだ山を、後期間からいうたら半年、ええ時期から雪が降らん時期まで言うたら 4 ヶ月ほどです。4 ヶ月ほどで 227 ヘクタールの山の処理をしていくって言う事は当然、よそから応援頼んで頼んで、但馬、宍粟いろんなとこから応援頼んでね、やっていくようなことになっていくんですけども、1 年半ほどの正味かけて 40 ヘクタールしかできなんだ理由は何なんですか。

議長（西岡 正君） はい答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 森林組合が今で約 40 ヘクタールを 17 年度までやっていますけども、県営の治山事業でプラス約 50 ヘクタール程 56 ヘクタールやっております。これは、保安林のですね、直営で倒木処理、それについてはこの中にも被害申請の出てる面積が 56 ヘクタール出てますので、合わせますと佐用町での風倒木処理がですね、現在進んでいるのは、県がやっておる約 20 ヘクタールとですね、60 ヘクタールが 17 年度中に終わっておると。その後ですね、後県の方は 35 ヘクタール程を 18 年度中に計画されております。それとですね、町の方が受付して森林組合が事業主体または個人で施業されるというのが、今年が 277 ヘクタール計画ということ。議員が言われる今年度中に処理できるかという話なんですけども、9 月 1 日に県と森林組合と町と調整会議を行いまして、この面積について、森林組合の体制としてはどうですかということで、森林組合はやります。という返事もらっております。町も県もですね、その体制として本当にできるのかということ。を心配しておりますが、県においても、県森連の方からですね、もしそういった手がない場合は、応援体制も考えられるということも聞いております。そのことも言っておりますけども、森林組合におきましては、それについては 18 年度中に対応できるという返事もらっております。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） も も も、一緒のようなことにならますけども、森林組合の職員の説明ではね、組合が風倒木の処理をすれば国・県・町の補助金は 100 パーセント出るんやと。自力でしたり業者というんは、今まで山を守ってもらいよったような、あの人にうちの山、間伐してもらったり。枝うちしてもらいよったような人に、そういう委託すれば、補助金の 4 割しか付かんと。山で段積みにして後造林する。同じ作業をして森林組合が作業した場合と個人がした場合、業者にして頼んでした場合には 4 割しか出ない。4 割の

補助金しかでない。例えば1町基準単価が100万としたら、100万のうち森林組合がしたら100万補助金がでますよと。個人がしたら4割しか、40万しか補助金がでませんよ。その40万の補助金の中1割は森林組合の手数料取るんです。ほな、30万、3割でせなしょうない。そういうことをずっと今まで言うてきとったんです。町長、聞いてないですか。課長、そうやね。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 僕もあの、当初ですね、職員にどういうことかということを知るとですね、施業主体が森林組合等ということですね、個人の場合にはでないというように僕も聞きまして、そういうふうには思っていましたけども、そういうような指摘を受けまして、県の方にも確認しました。議員が言われるように、同じ様に出ます。但し風倒木をですね、放棄していただくという条件になります。市場の方出していただいて、収益あげるということになれば、出ないという事ですね、森林組合がやろうと個人がやろうとそれは同じ、県も付随して補助金は流すと。いう事になります。ただしあの、申請については、国・県の災害対応については直接、事業主の方へおりますので、また、国や町が付随して予算化しておるものについては、一応一般会計通じて流れるということになりますので、2通りの申請方法になりますけども、議員が言われるように、両方とも同じ割合で出ます。

19番（森本和生君） いや、40パーセントということ、言うたか？

農林振興課長（大久保八郎君） その災害のなか、対応においても、激甚と指定といろいろあって、国・県の補助率が違います。確かあの

19番（森本和生君） はい、よろしい。

議長（西岡 正君） 森本和生君。

19番（森本和生君） あのね、森林のこと言うたら、森林組合行ったらね、100%教えてくれない。これはこうじゃあればこうや言うてこっちから聞かなんたら、教えてくれない。そいで、全部仕事がかえて下手、個人ではさせたくない。そういう体制ですわ。よう聞いてもらわなあかんのやけど、宍粟市とか県にもこの話、聞きに行きました。何で同じ作業をして山で伐採して段積みにして、後造林ができるようにしてする補助金、森林組合がした時の補助金と個人がする場合の補助金と何で違うんやて。宍粟に聞きました。県にも行って聞きました。又私1人で聞いたらあかんさかいに、井上議員と県民局にも2回行きました。1回教えてくださいと。どういうシステムになってますか。専門の職員は、そのような事は一切ないんやと。造林目的で、で木を処理するには同じ補助金が出ておりますよと。それから今言われた激甚と激甚でない場合、指定したとこと指定されてないところについても、今課長言われたけども、国の補助金が激甚指定されたところには50%、国の補助金出ます。指定されてない佐用、上月、三日月の旧の3町については、激甚指定がされない場合には、国の補助が42%出る。その8%の違いで、激甚と激甚でないかの区別だけが違うんですよと。そやけど、補助金は後は県がかぶるか、町がかぶるかで100%出るんです。激甚指定されておろうが、されてなかろうが、同じ補助金なんです。もらう人は、森林組合がもらい、個人がもらう場合は一緒なんです。そういうまやかしみみたいなことばかりが、言って、個

人には4割しか出さへんで。そのなかの1割を手数料で森林組合が取ります。ほな、3割で個人は整理せなあかん言う事が、今まで言うてきたんです。森林組合の職員も皆そうです。まだ、私には訂正が入ってないです。

町長（庵途典章君） ちょっと待って。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今、議員からですね、森林組合ということで非常に森林組合とのお話が出て来るんですけども。森林組合は、これは実際施行する1つの団体です。補助金を出したり、それを処理していくのは、少なくとも佐用町としては、農林振興課、だから農林振興課の職員がそういうふうなことを言うてたんだしたら、私はそら当然間違った事であり訂正もし、対応させていただきますけども、森林組合にそういう話を聞かれるって事自体が、ちょっと私にはわからないんですね。だから、課長はそういう振興課の担当者がそういうようなこと、話しようの。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 僕が職員に確認した時には、先ほど言いました施業主体がですね、森林組合と書いてありますので、個人では出ないというような意識をもって職員、おりました。僕もそれを聞いて、そのように思っておって、指摘を受けて確認した後ですね、それは職員にも違うということで、これは同じ個人がやろうとそれは出ると。言う事で現在はそのような方針ではいっております。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 言いたくなかったんやけどね、この山の風倒木、山の森林の事についてはね、産業課に聞きに行っても、やあ、それは森林組合で聞いてもらわなわからん。今言われたよ事も、40万までしか出ませんよって言うて、申請にきた人は、個人でしてんですか。補助金は4割ですよ。って言うて、農林振興課か、そこの職員も言うてます。ほいで私が目の前で訂正せえと。電話かけえやと言うてかけさしてます。それで、それわからんさかい森林組合に聞いてと。ほいで、森林組合で聞いたらね、森林組合が実施した場合、標準事業費以内であれば個人負担ゼロ、収まらない場合は、出た分を個人負担してくださいよと。当然のことですわな。森林組合に頼んだらですよ。個人で実施、業者へ頼んだ場合、一応、ほんまはあかんのやけども、一応OKだが、10分の4しか補助が出ない。6割は個人負担ですよ。と書いてあります。申請は必ず森林組合が代理申請しますよ。言うてこれ、もろとんです。そういうこと含めてね、今までずっと4割しか補助出ませんよって言うてきたんが、現在までなんです。この事も含めてね、その山の風倒木の処理について遅れた原因は、それだったら申請止めとこかって言う人もようけ有ります。そうじゃないんや言うて、僕はいろんな事で、個人的に山を再生しようやと、とりあえず山を整理して再生してくださいと。そないしょうや言うて一生懸命言うていったんは、何十町有ります。そないして今も作業されています。そういうことも含めてね、計算書見てもうてもわかるように、4割計算しかしてない計算書もあります。これおかしいがな言うてやっとな訂正のようになるんですけど、訂正をしてもらえるようなことにはなると思うんですけども、とりあえず、今までがそういう現状であつたということだけ、町長、認識してください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） わかりました。森林組合においてもですね、当然町のそういう制度の中で仕事をさしていき、指導していく方なんですから、農林振興課の方がしっかりとね、そういう制度の中で運用できるように、これはもう、課長も今聞いておりますし、やります。

議長（西岡 正君） はい、森本議員。

19 番（森本和生君） 今言うたんはね、森林組合と僕が話ただけやなしに、産業課行って聞いたら、そのことについては、詳しいこと私わからんのです。森林組合行って聞いてえや。って言うような事があったさかいに、井上議員と一緒にも行きました。おかしんちゃうか。言うても、そこでも訂正がなかった。ほな県に一回問い合わせせえや言うて、今県へ行ってきたさかいに、県民局行って話し聞いてきたさかいに、今二人きとってんや言うて、電話せえ言うて電話もその場で電話してもらいました。そういうことが有ります。それはそれでね、あれしてもろたらええと思うんやけども。ほな今までね、4割しか払てない人はどうしますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そうするのは、私も過去のことは今ここでは返事ができません。調査してみないとですね。ただ当初ですね、私もこの制度ができたときに、個人がしたいというのは、自分が植えた山、育てた木、これは本当に木をですね、そのままチップにするということだったんですね。処分すると。非常にまっもったいなと。何とかこれを使えないかと、出せないかということ。だから、個人の山というのは、やっぱりある程度、風倒木で折れてる訳じゃないんで、使えるんですね。それを市場に出されるということのなかで、市場に出せば、それはもうそのそれだけ、もう出ませんよと。いう話はかなりあった訳ですね。そういう1つの中で、それでもその木を何とか少しでもこれを活かしたいということで、されてる例もあるんじゃないかなという思いがしておりますけども。それはどういう、どれくらいその個人がされてね、4割払ったと、何の根拠で4割払ったのか、その辺はよく調査して然るべき処置はいたします。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） この話はまだまだ続くと思うんで、時間がありませんので、もう1つ課長、あの水根の平尾団平さん言うて、議員されとったとこの奥のところに砂防ダムがあるんですけど、そこも、石井財産区の山が相当あります。その一帯がずっと山で面積何ほでしたかいな。関係面積は。

農林振興課長（大久保八郎君） 関係面積言うより、その被害面積をちょっと言いますが、併せてですね、個人と財産区併せて約9.75、約10ヘクタール近くある。その内ですね、財産区は2ヘクタール。約2ヘクタールです。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） その財産区の山もね、もうこれ以上金が要るんだったらもうほたがいとくわと。風倒木が倒れた時ですわ。道に風倒木が倒れて、したときにあそこで 10 何町その道を利用する関係者があって、何とか財産区の役員の方の寄り合いの時に、課長と一緒に行かしてもらって何とか山、再生しようやと、片付けて造林してもらおうように言うたら、ほなやろうという事で、同意の判をずっと関係者の人にとってもらって、やる事になって、それ以後 7 月の 19 日のその雨で今度は土砂が崩れてきた。ほな通らなくなってもた。そういう場合に、ああいう土砂が崩れてしても、山をほんまは整理する事になった山、カウントはいっとうと思います。そういう時にその土砂の除ける費用についてはね、町長、どういう形になるんですか。砂防ダムの上で、丁度砂防ダムの側道ですわ。

議長（西岡 正君） 答弁。

町長（庵逄典章君） その林道であれば、そこ、3 割の負担で町が必要なところについてはですね、地元負担 3 割で補助しながら事業することになるとは思いますけども。

議長（西岡 正君） はい。後 5 分です。

19 番（森本和生君） 町長、農地農業災害では 1 割 5 分ということで、林道では災害の時には 3 割言うことやなしに、1 割 5 分ということではないんですか。また逆に言うたら、いやそないなもんはもう、下に家があるとか田んぼがあるとか川があるとか言う事じゃなしに、砂防ダムなんやけども、その側道で、その所有者は旧の建設省の所有者らしいです。そういうところについてね、当然、道だけ開けてもらわんだら作業は入れない。いうようなところも、当然この 4 ヶ月ほどの間には森林組合がやるんだらうとは思うんですけども。そういうところは当然、即土砂を除けてもらうということ。

町長（庵逄典章君） ちょっと訂正します。この問題も私も、もともとそういうことで一応規定になってるんですけども、災害についてこれをその、家の近くで危ないところとか、また逆に全部を対応する訳にいきません。中々ね。その辺あの、今言われるような場所であればですね、半分の 15 パーセントの負担でやろうと、言う事で今、指示をしております。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 町長、そこでまた、意識を変えてもらわなあかんのはね、やっぱりその、山も何とか再生しようやと、佐用町はそういう地域で、山を守らんだらあかんような地域やというようなことも含めてね、庵逄町長いうたら、そいでも山に関しては、一生懸命頑張ってようやったなっていうような、福祉と山のこと、農地のこと、一生懸命やったがなっていうようなね、そういう感覚でやっぱり、山のそういう道が土砂で埋まって、奥の整理ができないって言うようなところについてはね、そらもう特例でも出してでもどないしてでもね、当然やるって言う事でなかったら、10 何町って言うような山を、これまた、未整理になってしまうことになってほたがす言うような事になるんで、今変えてくれとは言いませんけども、とりあえずそういう意識をね、変えていかなんだら、あかんような状況やということ、考えてもらいたいなと。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵途典章君） 山のことだけではないんですけども、山の事もですね当然、考えていかなきゃいけない。私たちの町の状況です。私も山についてはですね、自分も森林を育ててきましたし、十分関心持っております。そういう意味では、ある意味では私は、みなさん方以上に山のこと、ある程度知っているというつもりもあるんですけどもね。ただそれだけにですね、今の意識を変える山主のですね、山持ってる方の意識を変えるって言うのは、私を含めて非常に難しい状況だとは思いますが。その為にこうして公費でですね、今回でも災害復旧をして、それによって林道等作業道もですね、この一応作業ができるような形じゃないと、当然風倒木の処理もできませんからね。そういう面も含めて、この事業は取り組んでいると。言う風に思っております。

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 今話さしてもらったようなことはね、真実なんで、その辺よう調査してもらってまちごととったらまた、言うてもらったら結構やと思います。風倒木の処理についてはほんとに大事なことで、今後とも本当にこの 18 年度で 227 ヘクタール、森林組合がやるんやと。というようなこと聞かしてもらいましたんで、心強う思ってますけども、多分私はできないなというふうに思っておりますけども、一生懸命この山を守って再生するという事に力を尽くしてもらいたいなと思います。終わります。

議長（西岡 正君） これで、通告による一般質問を終了いたしました。
ここで休憩をしたいと思います。再開を午後 2 時 15 分といたします。

午後 0 1 時 5 7 分 休憩

午後 0 2 時 1 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

日程第 2 . 議案第 160 号ないし議案第 167 号について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2 に入ります。

議案第 160 号平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 161 号平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 162 号平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 163 号平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 164 号平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について。

議案第 165 号平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 166 号平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 167 号平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

議案第 160 号ないし議案第 167 号の提案に対する当局の説明は、9 月 12 日終了いたしておりますので、各案件毎に質疑、討論、採決に続けて入りますので、よろしく願いをいたします。

これより議案第 160 号平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出についての質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、6 番、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 歳入から、一般会計歳入からお伺いします。

10 ページですけれども、国庫支出金、国庫補助金の内総務費国庫補助金、地域情報通信基盤整備推進交付金。それと関連して、15 ページにも総務債の中で情報通信基盤事業債とあるんですけれども、関連していますので、併せてお伺いしますけれども、連絡会でこれ光ファイバーの整備に関することだと思うんですけれども、3 分の 1 が交付金ということなんですけれども、事業費が 7 億 3,000 万余りありますけれども、その交付金とそれから地方債の関係ですけれども、10 ページの補助金が 1 億 6,600 万余りですけれども、この関係、3 分の 1 の交付金の補助とか、それから地方債の関係、その説明、ちょっとお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長ですか。どちらでしょう。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長、答弁願います。

まちづくり課長（南上 透君） そしたら、あの、説明させていただきます。

地域通信情報基盤整備促進の交付金ですけれども、これは、基本事業費が 4 億 9,875 万、5 億以下ということで区切られましたので、その分の 3 分の 1 ということで見ております。それから起債につきましては、その残りが合併特例債に充てたということでございます。

〔金谷君「はい、分かりました。」と呼ぶ〕

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） その額の点では分かりました。その地方債の中で、合併特例債じゃなしに、情報通信基盤整備事業債とあるんですけれども、その合併特例債とこの情報通信基盤整備事業債と、どういうふうに違うんですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） あの、今回入れさせていただいております情報通信基盤整備事業債

ですね。の方で未だハッキリですね、合併特例債の關係に充てるという話が出ておりませんので、現在のところ情報通信基盤の整備事業債という名目で挙げさせていただいております。

また、これ国、県等の關係ありますんで、それが整備でき次第、合併特例債になれば、そちらの方に、また変更をさせていただく。それから、またですね、その部分で、過疎債ということも、今、県の方にもお願いいたしておりますので、その最終的に、未だ出てない状況で、今回挙げさせてもらっておる名称で掲示をさせていただいたということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 一番有利な合併特例債なり過疎債なりが使われるのが、町としては有利だと思うんですけど、その採択の初めに連絡会の説明でも、特例債を使うということでしたけれども、その採択の可能性というかね、有利な合併債なり過疎債の使う、そういうような見通しはどうですかね。その点どうですか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 当初ですね、合併特例債の方で、お話しておったかと思うんです。ただ、県の方、国県ですね、の方と相談した中で、その時点ではハッキリ申し上げられないという中で、こういう名称にさせていただいて、ですから、町といたしましては、財源的に一番有利な方をお願いしたいということを申し入れておりますし、そういう中で、今後名称も変わろうかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、7番、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 関連でありますけれども、まずこの光ケーブルの事業、18億からの大きな事業ですね。今回も7億というふうな事業ですけれども補正でやるような事業じゃないと思うんですね。確かに、新町のまちづくり計画の中には挙がってますけれども、やはり年度当初から計画的にしていけないと、補正でやるというふうな事業じゃないと思います。まず住民にとって、これはいい事かなというふうに思ってますけれども、やはり計画的にやるとすれば、年度当初の予算、施政方針の中でキッチリと謳ってやる事業でないかなと思いますけれども、やったらあかん言うんじゃないんですけども、いい事はいいんですけども、やはり補正でやるような事業やないというふうに思ってますので、今後、やはり、こういった大事な事業と言うのは、年度当初に施政方針を打ち出す中で、予算組みをしていただきたいという事を特にお願いしておきます。

議長（西岡 正君） はい、答弁はよろしいか。

7 番（松尾文雄君） あのと、

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これだけの大規模なですね、事業であります。補正で計上していくということは、異例だと思います。しかしまあ、この事業の内容がですね、目的が非常に、ある意味では明確な事業ということと、それから国との県、いろいろと指導を受けた中でですね、今年、交付金を有利にいただこうとすればですね、今年で申請、補正で今年の残予算、18 年度に予定されている国の予算であれば、予算が、補助が、交付金が付きやすいということの指導も受けてですね、まあ今回補正をさせていただいておりますのでね、今後、その事業の内容で、当然もって、いろいろと協議をしながら、計画をきちっと積み上げていくのが、筋でありますから、そういう事業についてはですね、それだけの時間も掛け、また皆さん方にも協議をさしていただきながらね、それぞれの当初予算ということとを、1 つの基準にして取り組んでまいります。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） 予算だけ見ますとね、やはり行き当たりバッタリのように見えるんですよね。やはり、それではいかんと思いますので。今町長言われたように、今後よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、関連でお聞きします。

合併特例債は、充当率 95 パーセントで、7 割交付税措置ということですけど、この通信事業債の場合は、充当率等ですね、内容を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔財政課長 挙手〕

財政課長（小河正文君） あのと、これにつきましても充当率、同じ充当率で計算させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 合併特例債をね、財源にするというのは、連絡会、それから新聞発表等ですね、この間されてきております。では、そのあれはね、私たちは当然、かなり合併特例債が固いなというふうに、報道で感じたんですけども、そういうものじゃなかったんですか。その点、聞きたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然合併特例債に、私はこの該当する事業であるということで、県の方にもお願いし、県もそういう意向ではあります。

〔鍋島君「ああ、そう」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ですから、ただ、この基盤整備事業債と通信整備基盤整備債と言うような名称の起債は、実際には無いわけです。ここで挙げているのは、その明確に起債が確定をしていないので、こういう名称で挙げさせていただいております。だから、少なくとも過疎債か合併特例債かどちらかは受けれると。しかも、今回合併をした後の全町的な、この事業であります。合併特例債の性格からしてもですね、こういう事業に充てないとですね、合併特例債、何の為の合併特例債かというふうに私は、思いますし、県の方にも、そういう話をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。

4 番（岡本義次君） ページ 17 ページ、まちづくりの 37。これ森本さんも今、質問ありましたけれど、154 万 5,000 円の補正加えてですね、3,699 万 3,000 円ということで、どうい各自治会に対して配分なり、どういう中身的にですね、活動助成されるんかという事の、もう少し詳しい内訳をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） そしたらお答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、当初予算の中で旧佐用町につきましては、分館等の形がありまして、そこが地域づくり協議会に移行したということで、前年の活動なりを見渡した中での予算組みをいたしておったんですけれど、後の旧上月、南光、旧三日月ですけれども、その分につきましては、今年度に入りまして7月末で協議会が設立された。その中で、組織された中で、いろいろ活動計画を考えられた中で、今回補正の要求が挙がって参りましたので、計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） その中身的に、もう少し具体的に分ければ、どういう項目かいうのも、できたら、ちょっと教えてください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

まちづくり課長（南上 透君） それぞれ協議会毎に違うんですけれども、研修的な事をされたり、それから地域の事業、校区全体の事業と関連させて、今回大きく指定されたり、それからスポーツの中で全体が寄るような事業をされたりとか、それぞれに、いろいろ事業があるんですけども、協議会毎に、その協議された内容が挙がってきております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4 番（岡本義次君） それは、各自治会が、そういう活動するから、これこれの分というように事で挙げれば、ドンドン、そういう格好で配分していくという姿言うか、形ですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

まちづくり課長（南上 透君） 自治会ということではなくて、地域づくり協議会の単位の話です。その中で、当初は、運営助成金、運営助成につきましては、全ての 13 協議会につきまして、その時点の予算でいきますと 15 の協議会ですけれども、そういう中で予算化をしております。それで活動助成につきましては先程言いましたように旧佐用の分の 6 つにつきましては、予算化いたしておりましたけれども、その分が、活動状態決まってないんで、その分は、今回決まって、出てきたという状況です。概ね、何ほでもということではなく、前年等の物を勘案しながら、額が決まっておるということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） ええっと、同じことでしたら、3回で一応切ってもらいたいんで。

4番（岡本義次君） いいえ、違います。ページ25ページ。

議長（西岡 正君） ちょっと待って下さいね。後ろも手上げられておりますので、終わり、一端。
岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） 光ファイバーの関係であれなんですけれど、あの、原則各戸全戸に引くようにするんですね。それで、後、事業所とか、そういう関係も申し込めば引き込みしてもらえるんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） こちらとしましては、光ファイバー全体に設置して、それでできるだけ高齢の方やいろんな事もあるんですけれども、できるだけ入ってもらうような形で全戸加入していただいたらありがたいというふうに思っております。

〔岡本安君「事業所関係は」と呼ぶ〕

まちづくり課長（南上 透君） ああ、事業所、それから事業所につきましては、申し込みがあれば対応できます。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。岡本さん。

13番（岡本安夫君） はい。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 19番森本です。

今、ちょっと質問さしてもろた災害復旧のことなんですけれども、風倒木の処理について、4割しか払ってないというような事で、6割また返しますよというような所が何軒あるんか、金額は何ぼあるんか、それは、この補正予算に挙がっておるんか、それを、ちょっとお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君）　今回挙げさせていただいておりますのは、県とですね、227ヘクタール、18年度に実施する面積に対する標準事業費を県の方から出していただいております。非常に大きな額になっております。それと今言われております個人の分ですけれども、それについてはですね、現在私の方では、個人申請の関係では、現在7件、18年度含めてですけれども、出てあるということを聞いておりますが、それ以前にですね、のは、今現在、該当するのは、私の方では聞いていません。それは、また再度確認したいと思います。

議長（西岡 正君）　はい、よろしいですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君）　はい、森本和生君。

19番（森本和生君）　ほな、金額は挙がってないんやね。ここには。今回は、処理してないと。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君）　はい、町長。

町長（庵途典章君）　それは、今、当然ですね、今質問を受けて、私も今調査して、これから対処しますというお話をさしていただいたところですから、この補正に挙がっていないのは、当然でございます。

議長（西岡 正君）　はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君）　岡本義次君。

4番（岡本義次君）　ページ25ページ、地籍調査の事でお尋ねします。今年ですね、17年度ですか、それが計画通り順調に終わり、そして18年度ですね、どこら辺の分を、これ挙げられておるんか、そして進捗状況が、この計画通り進んでおるんかどうか、そこら辺の見通しなり中身を教えてください。

議長（西岡 正君）　はい、ええ。

〔地籍調査課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　はい、清水課長。

地籍調査課長（清水好一君）　18年度の地籍調査の箇所でございますが、佐用町では横坂と宗行、上月地区では皆田。南光では漆野。三日月では上本郷ということで、実際3.23平方キ

ロメートルの調査をしておるわけなんです、横坂につきまして、一筆地調査というのは、一筆一筆を境界を確認していくという調査が、ほぼ終わっております。又立会の無い所が少し残っているというような状況でございます。

宗行につきましては、これから実施すると。それと皆田、漆野、上本郷につきましては、現在、調査に入っている状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔地籍調査課長「よろしいですか？」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その、作業の内容そのものは、大変ですね、地権者の関係で、そういう立会が、直ぐ近くにおいて、いつでも行けるような格好じゃないと思うんで、大変難しいんだろうと思いますけれど、その計画、当初計画と挙げたんとですね、その進み具合いうんか、進捗度合いはどんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、地籍課長。

地籍調査課長（清水好一君） 進捗の方は順調に、こう進んでおるわけなんです、町外、また他府県の方もおられるわけなんです、連絡を取りまして、立会の日程を決めまして、立会をしておるというような状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 同じ事で、その中で立会した場合、隣接者の方と土地の境界で、トラブル的な事は、今まで、そういうもめたり、そういうような事はありましたか。

議長（西岡 正君） はい、地籍調査課長。

地籍調査課長（清水好一君） 場所によっては、そういう、そのトラブル所もございまして。それにつきましても、話の上で解決をしていくと、土地の境界ですから、両者が納得し得る方法で、境界を入れていくというような事でやっております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 今、地籍調査の関連ですけれども、今回の補正予算で、測量設計委

託料が1,400万余り増額ですけれども、県の方としてはね、地籍調査をやれやれということ、大分進めていると思うんですけれども、本町の一番初めの計画でも300平方キロメートルに亘るね、その地籍調査の計画があるわけですけれども、県としては、こういうふうに予算付けて進めることが推進してあるんですけれども、町として、それを、もっとも進めるような体制ができているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、地籍調査課長。

地籍調査課長（清水好一君） 町におきましては、1人が、この事務処理をこなす面積が限られております。ですから精一杯進んでやっていくわけなんです、県としましては、今年の当初年度の2倍の予算要求をして来いと言ったりというような、事もございますが、できる範囲が限られておりますので、精一杯町でできる範囲で、これも県の、その県営事業の委託でございますので、できる範囲内でやらしていただくということにしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） できる範囲でやる。これ町長にお聞きしたいんですけれども、職員のね、体制が取れてないから、県としては、ドンドン、ドンドンもっと地籍調査しなさいよという方向なんです。ですから、職員の数が、その1つの、今言われた、横坂とか皆田とかありますけれども、それについて、職員が1つの地域については、1人付かなければならない、ですから職員の数が足りないから、その事業が進みにくい。そういう限界があるという課長の答弁だったと思うんですけれども、それを、もっと体制を整えるということは、どうですか。町長にお聞きしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） その辺はですね、事業を進める為には、職員体制という事が必要です。まあ、その事業の今後の事業量を見て、職員体制も強化していきたいというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） そういう面で、その上には、地籍調査推進委員の賃金、これ地区委員の間違いだと思うんですけれども、その賃金が150万円の減額ですけれども、いろいろ地区委員の方は、そこへ現場へ行って、いろいろ話するという事、そういう役割があるにも係わらず、その減額されておる、この理由は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、地籍調査課長。

地籍調査課長（清水好一君） 当初については、面積で概算の地区委員さんの、その賃金を組ませていただいておったわけなんです、実際現地へ入る一筆調査の段階で、地区割りをして行きまして、そこに地区委員さんの、割り振りをさせていただくということに生じたので、比較的この金額が、その少なくて納まったと、それにつきましては、事業費の方へ回させていただくということで、人件費を除く全体の部分が、この助成の対象事業になっておりますので、そちらの方へ回させていただきたいということでございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 関連で、まず 25 ページの、ただ今の地籍調査推進委員の関係ですけども、条例上は、推進委員と地区委員というのが、条例上にあります。その点では、ただ今、地区委員の賃金というのであったらね、当然、地区委員という直さなければいけないんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、地籍調査課長。

地籍調査課長（清水好一君） 失礼いたしました。3月の末に条例を制定しました関係上、ここにつきましては地区委員でございます。お詫び申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 22 ページの 15 款民生費の 25 目保育園費ですが、補償金 34 万 3,000 円となっておりますが、これは何があったのかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これにつきましては、合併前の平成 14 年なんです、平福保育所で園児による事故がありましてですね、その治療の為の施設というか、その旅費と、保険適用外の医療費等であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） そしたら、それは全部終わっておりますか。話し合いとか、いろんな意味で。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） その保育園時代から 4 年ですから、小学校 3 年生になられてると思うんですが、できるだけ子どもの間という治療、完全な治療をということで、されておまして、この月にも又病院に通っていただいて、最終の、最終に近い状態の先生の判断を元にですね、今後、対処したい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） はい、じゃあ 17 ページお伺いします。

17 ページの自治振興費の関係で、負担金補助交付金の中で、自治会集会施設整備事業補助金、当初予算 545 万 3,000 円で今回 36 万 8,000 円の補正ということです。これ伺いたいのは、補正の内容もそうですが、この補助要綱というのは、限度額として 100 万と新の場合はね、というふうになってるわけですけども、それとの関係ですね、補正含めて 500、約 600 万になりますけれども、その説明をお願いします。当初予算では 4 集落でした。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。まちづくり課長ですか。

まちづくり課長（南上 透君） 自治振興費の補正ですけども、自治会集会施設の整備事業補助金この分につきましては、早瀬集会所の分でございます、そこのトイレの改修分ということで、2 分の 1 の助成であります。

限度額につきましては、その 100 万の中での、なっております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） いや、確認したいのはね、当初予算 545 万で今回 36 万 8,000 円で、580 万を超える予算になるんですけども、当初予算が 4 集落ということだったんでね、4 集落、で今回また早瀬入れるんだったら 5 集落ですけども、単純で割ったら、必ず 100 万を超える所が出てくるんですけども、それはなぜなのかと聞いておるわけですけども。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） この補助金と言いますか、につきましては、各集落なり今回、出て

おります早瀬が、当初予算の時点ではでていなかったと、そういう中で今回追加で挙がりまして 36 万 8,000 円、まあ 2 分の 1 の分ですね。ですから、限度額以上よりも頭打ちがある所と、それから 70 万余りの今回のような金額が出てまいりますので、平均してどう言うことは。

町長（庵途典章君） 580 万の予算が出とんのを 5 件で割ったら 100 万以上になってるから、それはどうですかという話。

財政課長（小河正文君） 失礼しました。当初予算はですね、500 万の分、580 万からの分はですね、その分につきましては、本位田の甲いう集落がありますが、ここについてはですね、以前から旧のさよひめ団地の分譲した関係で、あそこの集落本位田乙から甲に集落として入っていただきたいという町の方からお願いしておりました。そういう中で、本位田甲の方に入られた関係で、その分については、増えた分は、町の持ち出しということで、特例として、この 100 万限度でなくして補助を出した予算計上さしていただいたという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） ページ 26 ページで、商工費の関係でございます。節の 19 で負担金補助金の関係で、商店街の広域連合事業補助金言うて、これ町長の説明や無かったと思われるんですけども、どこにどういった補助金を使うのか教えてください。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） お答えいたします。行政が合併いたしまして、商工会も今合併の検討中でございます。商工会の合併の気運を状勢する為に、このような補助事業が県の事業ですけども、ございます。県は 100 万円を限度で 2 分の 1 の補助ですけども、町の方も、合併に向けた 4 商工会の広域連合事業として助成していくということで、ここへ 20 万挙げさせてもらっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） はい、商工会の合併の為に補助金を出すんですか。ある、何か事業をする為に補助金を出すんですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 商工会員の気運を盛り上げる為のイベント等広域的な事業に対する助成でございます。

16 番（川田真悟君） はい、はい、分かりました。

議長（西岡 正君） よろしいか。

16 番（川田真悟君） 合併とは関係ないんやね。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁。

商工観光課長（芳原廣史君） 直接の合併に対する助成ではございません。

16 番（川田真悟君） はい、はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） ええっとですね、25 ページに味わいの里の三日月の運営とか、加工直売センターのこういうような補助があるんです。上月の駅の販売にしてもそうですけれど、そこで私はですね、そこの店長とか、色々そういう支配人とか変えていく、交代していく時にね、やっぱり私とこは、税金で応援しておる以上はね、やっぱり、そういう会議に出られた時に、そういう広くですね、町内に公募いうんでうすかね、していただいて、勝手に、独りで、こそこそと決まってしまうというような事じゃなくってね、やっぱり農林振興課とか、そういうふうな会合に出られた課長は、そういう事も含めてですね、やっぱり言うておってください。そうせんと、何か知らんとまに決まっておったとかいうような事を、度々町で歩いた時にですね、言われますんで、そこら辺ね、やっぱり私とこも、応援しておる以上は、そういう皆さんに公平な立場で、皆さんに多く公募して、その中から、一番いい人をね、選んでいくような方向をとっていただきたいと、このように思います。そこら辺、どうですか。課長。

議長（西岡 正君） 農林振興課長ですか。町長よろしいか。はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 会社組織でもありますし、状況はですね、私自身内容は分かりませんが、そのような意見があったということは、ちょっと伝えておきたいと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 充分伝えておってください。それとページ33、34ページの19のですね、町単災害それからその34ページの国、県のですね、補助の災害でございますけれど、これらについては、災害の申請分が全部網羅されておって、これで終われると言うんか、それから、もし中身が分かれば、大きい分3つ程项目的にですね、何件ぐらい、この中身が申請されてですね、総計でですね、何件ぐらい上がってきておると。そして、その中身的に大きなところは、どういうところじゃいうんは、分かれば教えていただきたい。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 33ページの19番の負担金補助及び交付金の4,290万につきましては、町単のですね、補助ということで、農地農業用施設が約110件を見込んでおります。それから林道、作業道については、約15件。それから治山事業については、8件。これは、全て町単での補助金ということで、見込んでおります。予算的にはですね、予算組みが、ちょっと早かった為にその補助は70パーセント。農地農業用施設、70パーセント。それから林道、作業道についても70パーセント。それから、治山事業については、3分の2を計上させていただいております。先般の一般質問でもありましたが、負担がですね、15パーセントということをおっしゃるので、今後、補正に応じて、これについても修正はさせていただきたい。ということで、取り合えず、この予算で執行はさせていただいてですね、後はまた12月なり3月で補正をお願いしたいと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 34ページの工事請負の関係ですね、今回の7月19日の大雨の災害によりまして、全集落からですね、約300件程の被害報告いただいております。その内、約300件の内3分の2が農林関係でございまして、3分の1が私とこ建設課関係でございます。その内、6割が町に係わるものでございまして、4割は県土木でございます。その中で、約20件程がですね、私とこの公費を使って、復旧対策をしていこうというものでございまして5,100万の中には、河川2件、道路4件、6件が今後ですね、補助事業として、今度10月16日以降にヒアリングがあるんですけども、この申請の額を入れております。その他、道路、河川合わせて13件。これを単費として、放り込んでございまして、この金額は5,158万2,000円でございまして、

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4 番（岡本義次君） その主だった大きな内訳的な大きなところというのは、場所としてど
んなところが挙がっておりますか。分かりますか。

議長（西岡 正君） 分かりますか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 大きな物は、1本ずつ申し上げたいと思います。
道路につきましては、旧佐用町の桃木線の道路復旧工事。これが一番大きなものでござ
います。河川につきましては、水根川河川の復旧工事でございます。
以上でございます。

議長（西岡 正君） よろしいか。

4 番（岡本義次君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） ええっとじゃあ、20 ページお願いします。

高齢者福祉費の中の負担金の関係で、地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金。こ
の内容と、それとその補助率ですね。どのぐらいの率で、この1,700万円になるか。その
あたりをお願いします。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 失礼します。この件につきましては、地域における介護施設等の整
備、充実に対する交付金でございます。この1,700万につきましては、認知症のデイサー
ビス。その整備が200万。それから小規模多機能型の整備が1,500万ということで、各々
この施設に対しての定額補助でございます。

〔鍋島君「ああ、定額」と呼ぶ〕

健康課長（達見一夫君） 例えば、小規模多機能でございますと、1,500万。それから認知症
の対応サービスについては、1,000万ということで、200万というのは、その改修費
用が200万しか掛らなかったと。こういう事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 23ページですけれども、衛生費、清掃費、にしはりま環境事務組合負担金900万余りですけれども、これはまあ、にしはりま環境事務組合で、先ほど、その補正で議決された分が、この佐用町に来ていると、その負担分だと思うんですけれども、にしはりま環境事務組合でつくる計画そのものはね、私、一般質問でも言うようにまだまだゴミ処理量にしても、あやふやな算定の上に立ったゴミ量いうことがありますから、この計画そのものが、まだ、確定したものではありません。もう予算もつけて、そういう事なんですけれども、今後、その事業費の変更があり得るかどうか、その点、町長、1点だけお伺いします。

議長（西岡 正君） 住民課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長ですか。町長。

町長（庵途典章君） 当然、事業費はこれからですね、非常にいろんな土木事業から、建設、その建屋又そのプラントそういうものが、今後順次その計画を具体的にですね、実施計画を行って、発注していく形になりますね。で、今回は、まずその一番最初の土地の取得とか造成費、設計ですね、費用、調査費です。そういう物の補正ということで、組合の方でも説明させていただいたと思います。ただ、その金額そのものについては、これから入札とか、そういう形での、その行為によって確定をしていきますけども、今後又その進入道路の造成それから敷地造成、そして建屋、プラントという形での、また、それは予算計上を、予算を計上していくという形になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 20ページ、先ほど鍋島議員が質問された地域介護・福祉空間整備等施設整備補償補助金の件ですけれども、これまあ、新しい地域密着型サービスということなんですけれども、これどんなですか。どんなサービスが、佐用町はあるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 地域密着型のサービスにつきましては、今ここに計上しております施設整備につきましては、小規模多機能型居宅介護ということで、利用者の方が自宅又は通所、場合によってはショートステイ、そういうような物を利用しながら日常生活を送るという事業と。それからもう1つ認知症のデイサービス、これにつきましては、朝陽ヶ丘

の方がこの7月から、もう既に実施をされております認知症の方のデイサービス。今のところ、そういうサービスがございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） これは新しい地域密着型サービスということで、まあ佐用町はないんですけども、夜間対応型訪問介護、さっき言われた認知症と小規模多機能、それからまあグループホーム。それから介護型有料老人ホーム。これは無いんですけども。特別養護老人ホームということで、新しい地域密着型サービス言うても、国の方が制度とっておるわけですけども、これ、どんなんですか、今度この地域密着型サービスということは、この町村でですね、その中で、のメンバーしか、その利用できないんか、そこらの事を、ちょっとお聞きしたい。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい、お答えします。そのとおり地域密着型ということで、地域という名前が冒頭に付いておりますように、基本的には、その地域の方という事は、佐用町、佐用町の中に施設を作ったら、佐用町の方の利用と、そういう施設でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 今までのですね、特老等についてはどんなですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい、これにつきましては、県指定でございますので、従来と変わりません。地域を越えて利用できます。付け加えますと、地域密着型のこの施設については、町指定になりますので、町の方の利用ということになります。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） グループホームというのは、この町内に無いわけですね。いや、その南光にできたんは、一部含んでますけど。と言いますとね、先般、療養病床に入っておる方が、岡山県の方へ、そのグループホームへ行かれて、申し込まれたと。これ入所できるということで、期待もし部屋も見て、その用意もされておったわけですけども、間際

になって、その入れないと。地域密着型サービスになったからという連絡を受けたんですけども、これどんなんですか、そういう事を、きちっとですね、町としても、そのケアマネージャー等に連絡はしてないんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） そこの分につきましては、勉強会の中でも、しておりますけれども、恐らく今の議員さんの分につきましては、佐用町以外の施設の話ではないかと思えます。と言う事は、説明が悪かったかと思うんですけども、佐用町で、例えば岡山県の何々市、それについては、あくまでその市の方が指定をしますので、そこの方が、よく、その施設については、説明等当然行っていただいております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） ちょっと具体的に言いますとね、岡山県の旧作東町、このグループホームなんですけれども、ここは佐用町からもですね、6名ぐらい入所されておるわけですね。で、最近になってですね、そこへ行って施設長と会って、これ入所できますよということで、許可もいただいて、入る本2、3日前になってからですね、これは地域密着型の施設やから、今回は入れませんよということを連絡を受けたんですけど、そこらどんなんですか。そこら町として、知ったんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） その話もお伺いしまして、既に入っておられる方につきましては、旧法というんですか、法律改正以前の分で、経過措置として、そのまま入所できます。それ以後の新規の方については、地域密着型ということで、美作市さんの方が、自分とこの市の指定をされておるということで、佐用町の方は、基本的に入れません。という事で、うちの方も、美作市の方と協議をいたしまして、できれば、うちの方からも指定をさして入所をさしていただきたいということで、協議をさせていただきましたが、美作市の方から、指定するわけにはいきませんという返事が返ってまいりました。という事で、佐用町としては、申し訳ないんですけども、今、言いましたように、美作市さんの方の指定施設になりますので、利用はできないということで、当然こちらとしましては、美作市なり、それからその施設の方も、そういう事は、基本的なことですので、御存知と言うんですか、勉強はされておったものと思っておりました。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） これ、もう一遍だけ。

議長（西岡 正君） はい。

8 番（井上洋文君） その、あの、うちですね、町のケアマネも、そういう事は、良く知っておると思うんですね。これ地域密着型サービスというのは、法改正されとんですから、そこら辺のことは、徹底されていなかったんですかという事を、聞きよるんです。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

〔町長 「ケアマネが、その方に、なぜ、事前に、そういう事を、ちゃんと徹底できなかったのかという事だけなんです」と呼ぶ〕

健康課長（達見一夫君） うちの方としては、当然、ケアマネの方にも、そういう話はしていたと思います。その、もしその時点で、ケアマネの方から内の方にも、問い合わせがあったら、このようなトラブルは、ちょっと起こらなかったのではないかと思います。それで、まあ、これからも、そういう大事なことで、毎月月 1 回事業者連絡会等行っておりますので、また改めて充分、ケアマネの方に指導等をさしていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 24 ページですが、20 目の農業振興費で、景観形成委託料 25 万 9,000 円あります。で、その下にね、ふるさと田園景観創出事業委託料、この委託料の当初予算が 31 万で、それで今回 31 万の減になっているんですが、その理由、減になった理由と、この何処でやっているか、何処の分かを教えてください。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この、ふるさと田園景観創設事業の委託料というのは、3 年間のですね、県事業の補助事業でやっておりました。それがですね、17 年度以降は、県の補助金がありませんので、予算項目上は挙げておったわけなんです、上の景観形成委託料、これと一括してですね、契約をしました。ですから、下側、県の補助事業あった時にですね、こういった名目だったんですけども、現在ありませんので、それを全額落としまして、上への景観形成委託料ということで、この場所につきましては、三日月の味わいの里の上のですね、農地の景観形成ということで、植栽については、景観作物そういったものを委託料として支払いしております。以前は、ふるさとち田園につきましては、県の補助事業があった期間、この名前で別に契約しておりましたけども、今回は一括して景観形成委託料として上の項目で契約をさしていただきたいということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） そしたら 31 万から、この 25 万 9,000 円に金額的にも減ってるわけですが、これはどうしてですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） それは内容によりまして、契約の中でですね、契約の中において項目別に精査した内容で実際いる契約金額として契約をさせていただくということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。

杉本課長が、ちょっと暇そうやいうんか、ちょっとお伺いします。

11 番の天文台の公園の人件費、補正で 200 万挙がってございますけれど、これは今頃、

〔天文台業務課長「何ページ？」と呼ぶ〕

4 番（岡本義次君） これは、今頃、11 ページ、なぜですね、こういう途中で 200 万というような、もう説明されたんかも分からんけど、私も、聞き落としたんか分からんのですけれど、途中のところでですね、こういうようなん挙がってくるということは、どういう事で、これでどうなったんかということ、ちょっとまた、説明お願いします。

議長（西岡 正君） はい、天文台業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） 失礼します。これにつきましては、従来町から派遣してます職員が、当然上におられ、天文台にもおりますし、それから県の方から、人件費等の充当のある職員もおります。で、町の支弁職員につきましては、その中の共済費等について、県費で見れますよというお話がありまして、で、それを本来でしたら、天文台公園の会計の中で処理をするんですけども、全て新町になりましてから、一般会計の総務課の方で共済組合関係の処理をさせていただいている部分がございます。そういった部分については、一般会計の方に歳入をするということで、今回新規に組み入れをしたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4 番（岡本義次君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 24 ページへ戻りますけれども、農業費の農地費の中で、委託料、測量調査設計委託料 1,650 万ありますけれども、この内容について。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 委託料 1,650 万ですが、この内 1,600 万につきましては、農地水環境保全向上対策事業としてですね、現在まあ全集落の方に呼びかけしまして、農地を保全する為の集落の取り組みということでですね、申請をする為には、策定、計画策定書が必要になってきます。それについて、1 件 20 万として 80 集落を予算化させていただいております。この 1,600 万につきましては、19 年以降ですね実施される集落においてですね、一応立て替えさせていただいて、19 年度以降は、またこちらの方へ返して、この委託料につきましては、19 年度以降返していただくという説明をさせていただいております。執りあえず 18 年度申請しなければなりませんので、予算化させていただいております。後の 50 万につきましては、にじはりま環境の周辺整備事業の関係でですね、三原用水ポンプ施設の設計として 50 万委託料を計画させていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） その、農地水それから環境保全向上対策ですけども、その私どもの、真宗の集落でもそういう説明があったんですけどね、農会の役員の方は、それ、あんまり制度を知ってない。今まで、国の制度としては、品目横断的対策もされました。それとの関連で、今まで預けとう人が、この農地、今、問題になっているその環境保全の対策について、その係わりがよう分かってないということで、その集落で説明された時もね、大分もめたんですね。ですから、その周知を、もうちょっと、これしてね、今までの制度とどう違うのか、そういう説明を町としてはせなあかんと思うんですけども、その点いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この内容については、まずは農会長さんの方にですね、説明させていただいておるんです。2 回程。その後ですね、いろいろ意見が出まして、集落の取り組みであるから、自治会長にも説明をというような事もありましたので、過日ですね、4 地区に於いてこういうような説明をさせていただいております。それで、その後ですね、一応 15 日、9 月 15 日まで申し出をさせていただくようにということで、今日なんですけれども、その後ですね、9 月終わりか 10 月に入って、今度地区別説明会をしてですね、もう少し希望のある地域においては内容をもう少し説明させていただいて、取り組むかどうかというのは最終決定していただくと共にその時期には、コンサル委託でですね、その計画書を策定してもらわなあきませんので、その時には、ハッキリ決めていただくということになります。この事業については、農会長さん含めて 3 回程さしてもらったんですけども、非常に 19 年度から農業政策いろいろ混じってですね、なるべく分けて話すをしてきたつもりなんですけれども、そういうような事で、反当 4 万 4,000 円が、集落の管理によ

って集落の運営それから修繕それからいろんな面に、その経費を使って農地を守って欲しいというような内容でございますので、そういうような事については、今後また予定しておりますので、現在は、約 70 集落のが申し込みがあるんですけど、もう少し増えると思いますけれども、今後、また説明をしていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） その関連なんですけれど、各集落回った時に、その 4 万 4,000 円です、

〔「4,400 円」と呼ぶ者あり〕

4 番（岡本義次君） ああ、4,400 円か。

〔「4 万 4,000 円」と呼ぶ者あり〕

4 番（岡本義次君） 4 万 4,000 円で、その、えっ。

〔「反当 4,400 円」と呼ぶ者あり〕

4 番（岡本義次君） 反当 4,400 円ね。それで、1 件 20 万のね、そのコンサル料いうんが、いわゆる大分精巧なですね、コンサルに頼まんとあかんような事なんか、その役場の職員のね、いわゆる測量できるような人の中で、建設とか、そういうふうな方がいらっしゃってですね、ある程度作れるような方向じゃないんですか。中身的に。ちょっと、私も、そのいわゆる農会長に、もうひとつ詳しい事まで聞いておりませんが、大分、20 万も取られるようだったら、もうもらえる分がですね、後で払えということで、大分、ブツブツ言うような事を、あっちの集落、こっちの集落で聞いてますんで、そこら辺が、どんなにかいうことで。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、ちょっと訂正します。4,400 円です。反当。この事につきましては、非常に計画書というのは、いろんな協定それから委員組織それから地区のですね、農地それから水路、農道そういった事をですね、延長とかいろいろ測らなければならないようです。それで、見本、サンプルがですね、各集落に 1 冊づつ配りさせていただいております。ああいった物を作っていただくんですけども、各集落でできる物できない物があるかと思えます。そういった事について、この委託を一括して、コンサル委託するんですけども、その内容に集落によって、これをやって欲しいとか、そういう条件が出てくるかも分かりませんけれども、ですから、集落によって、その委託料も変わってくる。金額が変わると思えます。この 20 万と言うのは、概ねですから、15 万になるか、10 万内で、10 万程で納まるというのは、ちょっと未だ分かりませんが、それにつ

いてはね、5箇年の事業でございますので、来年の3月までに申請してですね、追加申請はできませんので、5箇年事業ということで、それをご理解の上ですね、この要った費用は、各集落の取り組みとして、まあお願いしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） 23ページ、母子衛生費、妊婦健診の後期健診なんですけれども、これ今、1万5,000円、県の事業なんですけれども、どんなですか、この健診はですね、どこらでされてる人が多いですか。やっぱり県外もありますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） お答えいたします。ちょっと、小分けの資料が、ちょっと持ち合わせないんですけれども、僕の記憶では、県外に今まで1人だけぐらいで、後はこの西播磨、姫路とか近隣の市町村の産科の方で、健診を受けられております。それで、この本来、今回、ここの補正をお願いしたのは、1号補正で委託料で県の方が、県の医師会が代表して、各医師会と契約するというので、委託料で90人分計上させていただきましたが、その後一部姫路市、神戸市等の医師会の方が県と契約をしないと、現物給付に応じない。償還払い。そういうふうな方針を出されまして、その為にうちの方でもできれば、個別に当たらせてしていただいて、契約に基づいて、なるべく妊婦の方に窓口ではお金を出さないような方法を取っていたんですけれども、どうしても、姫路市とか神戸市の一部の医師会の方が協力できないと、そういう事で、個人の方に立て替えてもろて、負担金個人分として、支払うよう、30人分の計上をさしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8番（井上洋文君） はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 先ほどの24ページの農業の振興費と農地費に関連するんですが、先ほどの、その環境のその保全、名前がちょっと見えないんですけども、先ほど言われた分なんですが、それもいろんな、その協定を集落と結ぶわけなんですが、その協定を破ると、中山間の直接支払いのように、返還しなくてはいけないということを聞いているんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） いや、あの、私もその聞いておるのは、それが守れないと、

まあ交付金は返還しなければならないという事を聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしい。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） それとですね、今言いました、その中山間の直接支払いもあるわけなんですけど、今までこういう制度ができる度にダブったら、もらえないという事があったんですけど、中山間の直接支払いで、こうもっている地域というか、集落、ブロックですね、そういう所が、もしこの水と環境の保全の分、ちょっと名前はハッキリ言えませんが、これで、また協定を結んだ場合ですね、中山地を止めなさいとか、そういう事は無いんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 中山間地直接支払いの分とは、またこれとは違います。中山地については、農地の傾斜が 20 分の 1 以上の農地に対しての直接支払いということで、これも、第 2 期目に入っておりますけども、これとはダブってもどうこういうような事はありません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） はい、それはちょっと安心した訳ですが、中山間のその直接支払いなんですけど、現在この振興費のところで見ますと、当初予算が 3,402 万 6,000 が、40 万のアップになっているわけですが、その点は、契約している所が増えたわけですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、1 地区は増えまして、その分が増えたのは、旧三日月の鎌倉です。それと 1 箇所はですね、2 割増しのところが、通常のやつに、管理の方に低くなったというようなことで、要は 1 箇所増えた為に、こっだけ補正させていただいたということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 同じページですけれども、24 ページの農地費の工事請負金、これ町長の提案説明の中で、農業用水ポンプ、三原地区のポンプだという説明ですけれども、こ

の農業用水の三原地区に関しては、にしはりま環境事務組合の周辺地域と位置付けた三原地区のその工事だと、そういうふうに位置付けてよろしいのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

6番（金谷英志君） そうしますとね、いろんな周辺整備としては、地元として事業を挙げておるんですけども、例えば、そのこの300万ぐらいの同じ500万ぐらいの工事だと言いますと、弦谷で転落防止柵とか、それが180万。それから東大畑でブドウ園内の延長100メートルで100メートルの道路、こんな事業が、ずっとあるんです。その中でも、特に、この三原地区を今回一番最初に用水ポンプを上げられたような、優先順位にしては、どういう考え方なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 周辺整備、5箇年でという話を聞いております。

〔「10箇年」と呼ぶ者あり〕

農林振興課長（大久保八郎君） 10箇年ですか。失礼しました。それで、均衡にですね、周辺地域と均衡にまあ、工事ができるような事で聞いておりました、それで、これ内容につきましては、はりま環境の事務局と協議させていただいて、補正でこれを、今年度は対応するという事で、今回挙げさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。金谷議員。

6番（金谷英志君） 事務局の方で、こういうふうな、事務局から一番にその周辺整備の事業としては三原ポンプを上げてくれという事で言うたら、周辺の中で、そういう話はされたということは、その、にしはりま環境事務組合の事務局の方からは聞いておられますかね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 全体のですね、要望の計画書はいただいております。その中でですね、時期とかいろんな要件がありますので、そういった時期によって、予算化して行くものと、それから用地の問題、地元で協議していかないといけないような事がありますので、そういった事も考慮して今年はずいぶん、三原の、この用水ポンプについて、事務局と相談させていただいて、進めたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） はい、31 ページ、教育費、教育振興費で、児童就学援助費、これは 34 万 6,000 円。これどんなですか、増えてる状況ですけども、どういう増え方をしているわけですか。全国的な平均として、佐用町としてどうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） お答えします。人数の増加と、それから、それぞれの経費の順次、いろんな野外活動等があれば、それによって精算かけていきますので、その後、また内容見ていくんですけども、先ほどのご質問に変わるお答えとして、お許しいただければ、18 年度のこの 8 月末の現状ですけども、中学校で要保護が 1 名。準要保護が 21 名。小学校では要保護がゼロで、準要保護が 46 名という現状であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） もう 1 つだけ聞いてくれと言われておりましたので、先ほどの環境保全の分ですが、中山間直接支払いでは税金の対象になると言われたんですが、来年からの税の農業の税の方法が納付方法が変わってくると思うんですが、それで、今回の制度ができますと、単当たり田んぼで 4,400 円。畑で 2,200 円ですか、まあ何とかやってみよかという人が、割合増えてると思うんです。宣伝されて無い割には、増えてるような感じを受けるんですが、今度これは、税の対象になるかどうか、個人には入らないということなんですが、どうなりますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この交付金の反当 4,400 円はですね、集落の経費としてですね、活用してもらうということで、個人には配付するものではありません。その中の使い道としましては、農道水路等の修繕費、材料代または草刈、そういった方がですね、例えば特定の人に出てもらって、草刈してもらったというような事に対しての日当ですか、そういうような事も、できるということなんで、分ける事はできませんけども、集落としての地域づくりの経費としての使い道はですね、集落で考えていただいたらと思うんですが、税金の方については、私の方では分かりませんが。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） 今、農林課長が申しましたように、個人所得にはならないので、税金の対象にはならないと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 28ページですけれども、土木費の道路維持費、工事請負金1,200万ですけれども、これ件数はどれぐらいで、大きなものがあれば、大きなもの、どんなものでしょう。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） この事につきましては、合併後4町ですね、道路関係非常にこう地元からも要望各所ございます。その中で、今後改良、新設と部分については、非常にこうお互い、地元も役場も財政的にもエネルギーが要と思います。この予算措置で、道路維持費で書いておりますように、約町内に1,800本程町道ございますけれども、これからの時代は、地元と共にですね、協力して維持をしていく、道路保全をしていく、修繕していく、もっと言えば舗装的なもので、相当傷んでございますので、これらの、いわゆる押し述べて、町内一円という表現でやっておりますけれども、内々には路線はつかんでおりますけれども、今までの決算関係で言いますと、旧4町大体平均しまして、単純に割りまして約300万位、4町にかけては、1,200万というふうに計上をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山議員。

3番（片山武憲君） はい、片山でございます。17ページの先ほどから、もう出ておりますけれども、情報通信基盤整備事業費の事で、まず測量調査設計委託料と工事請負費この2項目挙がってますけれども、もうその状況ですか、今の、もう、この春頃からも町長からお話出ておりました、3箇年がこの2箇年でということで、まあ有利な事業になるということで、その状況と、そして2箇年でされるということで、三日月町の方が早かったのかな。もう今年度からかかると聞いております。これ、随時言うんですか、使用できるのは、ある程度の工事状況の区切りで、随時できた所は使えるのか、それとも全体が出来上がってから、使い始めるのか、使い始める事ができるのか、直接その金額とは関係ないんで申し訳ないんですけども、ちょっと関連してお聞きしたい思います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） まず、1点目の測量調査の関係でございますけれども、今日の予算の承認をいただければ、それを受けまして手配をさせていただくということになります。その中で、これから放送の事業者と通信業者と一体になった業者の選定等に入っていくということになります。それから、事業の計画としましては、本年度の中で旧三日月、旧南光、全域になるわけでございます。そういう工事が11月頃に交付決定をいただいたら、それ以降入札をしまして、工事を進めていくということになります。それから宅内等

のとこの分につきましては、来年の3月末までが工事期間ということになっておりますので、それ以降に接続をしまして、それで、接続が終わりますと、4月以降に放送等は使っていただくという予定で考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 関連で、先ほど金谷議員も質問されましたけども、交付金の関係でね、この17ページに出ている工事請負で7億2,000万と、2,500万ということで、という事は、交付金の対象にならない工事が、これかなりあると。つまり1億6,000万ですから。公金がね。言うことからすれば、どういった物が、この工事の中で、交付金対象にならないのか、そのあたり説明願います。

議長（西岡 正君） まちづくり課長ですか。

まちづくり課長（南上 透君） ええっと、細かい分類ではなくして、細かい一応対象外とか、そういうなん出てくるんですけども、基本的に総務省の交付金事業というのは、単年度単年度の事業になります。そういう中で、区切りがございまして、単年度の中で総務省と調整していく中で、基本事業費5億に対しましての3分の1という事での話になりましたんで、事業費7億2,000万余りなんですけれども、事業の箇所につきましては、旧三日月、南光を実施するという事で、ヒアリング言いますか、そういう中では、そういう事業を進めていきますので、その差額につきましては、5億に対する5億弱に対する3分の1の交付金しかもらえないという状況です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） それ確認したいのは、差の2億2,500万円はね、交付金対象外ということじゃないということですか。その辺り、ちょっと聞きたいんです。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） そういう事でございます。それで、起債の方としましては、そちらの方には回っております。事業費の中で。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 三日月町で、ゴミ処理関係で、周辺整備 10 億円ぐらいの話が、この前初めて資料を見せてもらったんですけども、その多分今回の補正の中に、あの資料の何ぼかが入っていると思うんですよ。それで、先ほど、一番最初に金谷さんも言われておった一番に、そのどっかへ、三原の用水路というのがありましたけれども、あれ、その内の何ぼぐらいが、今回補正されておるんですか、額。全体の 10 億ぐらいあった中の。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、あの、周辺整備事業として、いろいろと計画している中で、今回挙げているのは、今ある用水ポンプ全体で 500 万の事業ですね。

〔山本君「あれだけですか」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ですから、後は、その今後、また一番大きなのは、大畑線の道路改良事業になるんですけども、これ既に測量調査事業費が計上されたと思うんですけども、これを、まず測量をしていくということになりますし、又それぞれの集落で挙がっている事業については、今後、集落とも調整しながら、予算化をしていくという形になります。今回の分につきましては、3 市 2 町組合が対応するという事業として挙げております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 一番、大きいの大畑線ということなんですけれども、僕らこの前初めて、あれ、ちょっとこれとズレが出てくるかも分からないんですけども、初めてあの資料を見たわけなんです。それまで見てなかったんですけども、あれ、決めたんは、いつ頃決められたんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いろいろな要望を取りまとめて決めたのが昨年の合併前の 8 月の最終的に、佐用郡 4 町の町長会で、最終的に町として、佐用郡 4 町としてね、取り扱いをしていこうということで、決めたというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） なんか分らんけど、これ去年の 8 月合併前に決めていたのに、何の報告も無かったのは、なぜなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 旧町でね、どういうふうには報告されたかは分かりませんが、その後、合併後この組合の問題につきましては、丁度、加入の問題、構成町が変わって、合併等で 3 市 2 町になっていったという中で、4 月までの段階まではですね、そういう事で、十分な説明がされてなかったかとは思いますが。4 月以降になって、具体的にこれを取り組んでいけるという状態になった中でね、説明をさせていただいたというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） まあ、去年あって、その後、いろいろあって、この前初めて出てきたんですけども、当然皆ここにいる人間は、一部の人間は除いてはですよ、当然あれは、組合でする事業なんだろうというふうには私は受け止めておりました。で、それは現実問題、そうではなくして、今回もここに予算として挙がってくるということにおいてはね、やはりきちとした説明があるだろうし、ある議員が、臨時議会の中で議員が知らんのに勝手に決めて、お前ら元に戻すんかというような発言されておった事があります。町長、覚えておられると思います。ということは、議員が知らない間に、この 10 億近い金を、私は、そこまで言いませんで、私は、そこまで言いませんけども、勝手に決めたんか言うて、それで尚且つ新田議員が一般質問の中で言われてましたね。まだ、これ完全に集落全部解決話がついとらんものじゃないか的な発言されてました。で、私上月ですから、あんまり、その部分に対してとやかく言うもんじゃないと思っておりましたし、だから、あまり上月においては、そういう事は問題になっておりませんでしたから、だから、ちょっと詳しく知らなんだいうのもあるんですけども、ただ、まだゴタゴタしている状態の中でね、先に事業だけ進めて、もし金谷さんらも、よく言われますけれども、事業そのものが、うまくいかないような事になったら、これ何の為の整備なんだという話になります。議員にも相談も、私ら受けた事一度も無いし、そういう中でお金だけ、で、予算も付けている。ねっ、肝心な事業ができるかできないか分からない。そんな無責任な予算の付け方、私はないんじゃないかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、まあ、あの、組合は、組合のですね、議会も構成されてまして、そこでは、そういう話も、まず最初に説明もさせていただいている。したと思っております。それから、これはやはり、どうしても、建設予定地が佐用町の中になります。で、事業を行うに当たりましてですね、やはり組合で、その施工主体になって、やっていくと

言ってもですね、まあ、そのどうしても組合職員もですね、中々それだけの対応は、できない。やはり、いろんな中身がありますから、道路は道路建設、又こういう農林関係には、農林関係のできるだけ補助事業であれば、補助もいただいて、少しでも負担を少なくしていこうということでもありますから、ですから、そういう中で、やっぱり町としてですね、事業主体としては、やっぱり町が対応していかなんだら、しょうがないだろうということになってるわけです。後、その新田議員からは、まだ周辺からは、いろんな問題があると言われてますけれども、それは少なくとも佐用町の中ではなくてですね、上郡町それからテクノという中での住民の皆さん方からは、まだそういう意見は出てます。しかし、これはある意味では周辺という範囲から言えばですね、非常にまあ、実際はかなり建設予定地からは離れた所での話です。ですからまあ、どうしても、それをね、合意を得ないといけないという事ではないんです。この事業としては実際に必要な事業として説明はし、できるだけ理解を得ながら、進めていくということで、取り組んでいきますけれども、どうしても、一部の合意が取れない場合にはですね、これは止むを得ず、それは事業としての中で、合意の無いまま、結果的には、そういう形で取り組まざるを得ない場合も出てくるかもしれません。しかし、それは事業としてはね、私は、必要な事ではないかなというふうに思っております。しかし、今の段階ではですね、鞍居地区においても、お話もさせていただいて、いろんな前向きな形で進めておりますし、光都の皆さんにも、先般にも後のいろんな心配なんか、監視等についてもね、中に入らせていただいて、皆に安心してもらえるような体制をとるということで、かなり前向きなお話にもさせていただいておりますのでね、この辺は、努力をしております。その中でね、事業としては、やはりある程度、目標の年度と決めて進めておりますからね、今日も挙げさせていただいておる、早く測量をしたり又土地についての準備もしていかないと、いつまでも、そのまま放っておくというのは、やっぱり責任として果たせないということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下議員。

12番（大下吉三郎君） ちょっと時間進んでおるんですけども、17ページですね、52項目、先ほど片山議員の方からも、ちょっと出ておったかと思うんですけども、これケーブル、光のですね、それから測量設計ということの中で、相当金額が上がっておるわけですけども、どうせ設計段階の中では、電話料金とか、電話とか、いろんな、そういった料金を含めてでの設計委託料金になっているのか、また、その光等につきましてですね、今は、難聴テレビという格好の中で出ておりますけれども、将来にわたっては、医療機関とか多チャンネル、5チャンネルなり何チャンネルになり、いろいろなそういう双方向を利用しての、いろんなパソコンなり情報がもらえるような設計にしていくのか、その辺りで。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 基本設計費は、今からの工事をする為の設計する費用でありまして、あんまり詳細な部分のどこまでは考えておりません。利用できるものは利用していく中での経費ということでございます。それから、将来的な話ですけども、光ファイ

バーを設置した中で、今回は、まあそのデジタル対応のテレビの分、その中では当然、BSであるとか多チャンネルとか、そういうのは観れて、選択の中で観れていきますけれども、将来的に国の方なりに、それが、どういう形のことが、後々出てくることになるかも分かりませんが、こういう地域では、光をケーブルを引いておく事によって、そういう対応もできるように、そういう方向からお聞きをいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下議員。

12 番（大下吉三郎君） 内容等、大体私も、その辺り、若干の仕事の中で理解をしているわけですが、将来にわたって、そういう計画等も持って取り組むんであればですね、今から、余裕のある光というものをですね、やっぱり敷いていくべきではないかなと、このように考えております。

議長（西岡 正君） はい、答弁は。

12 番（大下吉三郎君） よろしい。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、他に。
無いようでしたら、これで本案について、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 一般会計補正予算案第 2 号の反対討論をいたします。
本予算案の災害復旧関係は、緊急を要するものであり、賛成するものであります。
しかし、問題点の 1 つは、にしはりま環境事務組合負担金であります。この内容は、問題の多いゴミ大型焼却炉建設のものであり、容認でないものであります。
また、農業災害復旧では、町単補助の採択下限を 5 万円ではなく、旧上月町のように 2 万円とするよう、町長に強く要求して参りましたが、この町民の声は、切り捨てられており、町長の再検討を求め反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） 第 160 号議案に賛成討論をいたします。
本年 18 年度の補正予算総額 13 億 8,000 万余りの内、約半額の 7 億 3,000 万近くが、情

報関係の予算でございます。松尾議員の方から質疑がありましたけれども、原則は原則として、ただ今、こういったIT関係におきましても、私は、電気、水道と同じくらい公平な情報ということで、インフラ整備だと思っております。6月の一般質問にもさしていただきましたように、こういった情報関係につきましても、なるべく早く、いい情報を皆さん方に提供するのも行政サービスの1つだと感じておりますので、この点につきましては、賛成したいと思います。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

無いようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第160号、平成18年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫く休憩をいたします。再開を3時55分といたします。

午後03時38分 休憩

午後03時53分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたしますが、再開前に松尾議員の方から体調が悪いということで、早退の願いが出ましたので、許可をいたしております。

続いて、議案第161号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） はい、今回の補正予算の大きなものとして、3ページ歳入の保険財政共同安定化事業交付金ということで、歳入があり、それに伴って事業拠出金ということで、保険財政共同安定化事業拠出金8,697万6,000円が計上されているんですけど、この内容についてなんですが、どういう事業なのか、概略でいいので、説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） お答えします。この高額医療係わる分でございますが、高額医療が、何件か続きますと、会計が共倒れするということで、まあ、その制度自体はですね、簡単に言いますと、互助会的な制度であります。それは、高額医療費共同費用というんですけども、各市町から拠出金をしまして、その財源をプールしまして、そういう高額医療で会計を圧迫するということで、財政支援を交付するという制度がございます。今回、新たに、その前にですね、その高額医療費の共同事業につきましては、レセプト1件について80万円以上が対象になるということです。で、これだけでは、非常にこう、財政的に厳しいということで、今度新たに保険財政共同安定化事業という制度ができました。これ

まあ、趣旨とか制度は、ほぼ同じようなもんなんですけれど、これにつきましては、30万円あるものを対象にということで、今回の補正につきましては、過去の実績とかということ勘案しまして、佐用町にどれだけいるかというのは、500万、割り当てですね、があります。それがまた、拠出しておる額をするということで、高額医療で、財源が当たっておるところ、そこから交付金という制度です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬゑ君） 制度上ある事業の関係なんですけれど、この事によって、町として負担が増えたり又保険料負担に響いたりすることはありませんか。宜しくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） はい、件数が増えれば、大体そういう傾向が出て来ると思います。先ほど言いましたように、30万、80万というのが、30万新たな制度によってできた事業ですけれども、それ30万なり80万を超えるものについてですので、そういったものしか対象にならないということで、やっぱり高額医療が沢山出てきますと、圧迫するというふうになってきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他にございませんか。無いようですから、これで本案についての質疑を終結いたします。これより本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。これより本案について採決に入ります。

議案第161号平成18年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。続いて、議案第162号平成18年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第2号）の提出について、の質疑に入ります。質疑のある方発言願います。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、無いようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第 162 号平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 163 号平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

1 ページをお願いします。1 ページ。歳入の一番上の欄ですけれども、分担金及び負担金で、補正が 1 万 5,000 円で。5 ページなんですけれども、歳出の 5 款 10 目で、あっ違います。その次の 5 款 30 目で、認定調査等費と介護認定審査会費、これで 1 万と 5 万それぞれに財源変更になっておりますけれども、生活保護を受けられている方の認定分を、その福祉事務所が出してくれるようになったというふうに、お聞きしたんですけれども、この場合の財源なんですけれども、その他財源になっておりまして、これまで一般財源を出していたのが減額ということにされているんですけれども、福祉事務所が出したのが、その他財源という分け方というんですか、そこに入れるのはなぜですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。あっ健康課長。

健康課長（達見一夫君） お答えいたします。3 ページを見てもらったら分かりますように、負担金、認定審査会受託負担金ということで、今議員がおっしゃったとおり生活保護者の認定調査費とか主治医の意見書それらについては、龍野の健康福祉事務所の方から、その掛った費用をいただけるという事で、負担金、受託負担金ということで、歳入を決済しますと、その他財源に該当しますので、一般財源を落として、その他財源を増やすと。財源変更だけでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） はい、分かりました。

それで、もう 1 点お尋ねしたいのは、6 ページなんですけれども、6 ページの 10 款の 20 項保険給付費で介護予防サービス給付費と介護予防サービス計画給付費ですけれども、

両方で 6,000 万の減額になっております。これは、介護保険の見直しによるものだという事をなのですが、詳しく説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） お答えいたします。議員もご存知のように、この 4 月から介護認定の区分分けが、新予防給付と介護給付ということで、従来の場合でありますと要支援か要介護 1 から要介護 5。その分がこの法律改正によりまして要支援 1 それから従来の要介護 1 のところを、要支援 2 と要介護 1、その区分の変更によりまして更正でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） そこで、この減額につきましてね、介護 1 から支援の方に移されたというか、判定替えになった方は何人おられますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 申し訳ありません、ちょっと、その分については、今日資料を持ち合わせておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） そうしましたら、これは 4 月から判定替えをする為に、説明、ちょっとお聞きしたんですけれども、そのまずは、介護 1 の方と支援の方を全てここの部分に入れておいて、4 月 1 日からその判定替えで、介護の方が移行された。という形になるんですね。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） あの、と言いますのが、新しい制度でございますので、従来でありますと、介護サービスと介護支援対策、要支援の人については、全て支援サービス等の方に計上しておったんですけれども、この新しい制度ということで、当初予算においては、通常の例えば 1 ヶ月に 100 人の該当の方があれば、その 100 人分についての 12 人。すみません、12 ヶ月 1 年分という格好で、こういう当初予算の計上をしておったんですけれども、新しい制度でございますので、その方が、4 月、5 月、6 月、ずっと順々に、この区分が、変わりますので、丸々 1 年分いかないということで、現在における計算をし直していただき、さしていただきまして、補正減という格好にさしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。無いようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 吉井です。先ほど説明をいただいたんですけども、具体的に何人の方が新しい予防事業の方に、予防給付の方に移行して行ったのかということが、よくは分かりませんが、この今回の補正につきましては、介護保険の見直しで、これまでの要支援と要介護度 1 の大部分に当たる介護度の低い人達を新段階の要支援 1、2 として、従来のサービスを提供する介護給付とは別枠の新予防給付に移しています。これによってサービスの取り上げが行われたり、ベットなどのレンタルの取り上げ、デイサービスなどの取り上げで困っている人が沢山出ています。そういう事で、今回の補正について、163 号介護保険補正について反対をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

無いようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 163 号平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 164 号平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について、の質疑に入ります。質疑のある方、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、無いようですので、質疑を終結いたします。

これより本案について、討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 164 号平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 165 号平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） まず歳入ですけれど、30 款、財産収入、154 万 3,000 円の土地売払い代金については、説明で旧南光の小山簡易水道用地ということで、お聞きしておるんですけれど、それと合わせて歳出の現場管理費、ページ数 5 ページですが 13 委託料、登記委託料 49 万 9,000 円も小山簡水だというふうに、当局の説明でメモしているんですけど、この内容について、今一度ご説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） あの、ご指摘のとおりでございます。

土地売払い代金が旧小山簡易水道用地ということで、328.4 平方メートル。これは、町長の方からの提案での説明で申しましたとおりでございます。その分をですね、売払いをする場合につきましては、いろいろと入り組んだ状況に、1 筆でございませぬので、その 328.4 平方メートルの中を測量なりさしていただきたいと、測量し分筆し登記を最終的にやるといった費用が、49 万 9,000 円でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。平岡議員よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） すみません。この登記委託料というのは、町のものを売払ったわけですから、その民間の方に、売ったわけですね。それに伴う登記料という形で、これ拳がってきているので、そこら辺の関連を、ちょっともう少し詳しく聞きたかったんですけど。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） あの、先ほど申し上げましたように、この用地につきましては、隣接の地権者等のキッチリした境界等の立会い、そういったものの測量をやらなければならない。それによって最終的に分筆の必要があれば、分筆をさしていただく、そういった中で、最終的にいわゆる登記を行って、この分を売払いをしていくというような状況で、そういう考えの中で、今回補正予算に上程さしていただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 関連ということで、その地目ですね、帳簿に挙がっておったんと、測量した場合、面積合っていましたか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） あの、今回、予算を挙げさせていただいておりますので、まだ実際的な測量は完了しておりません。多分登記簿上とですね、実測の面積ともものは、変わってくるんじゃないかなと言った中で、まあ恐らくこの予算の範囲内で売却できるんじゃないかなという思いを持っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 今、ちょっと分からなかったら、後で最終的に分かった時点でよろしいんで、その帳簿の面積とその測量した面積の差異いうんか、そこら辺、また教えてください。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 5ページですけれども、管理費の現場管理費の中で、工事請負費、町長の説明の中では石綿管の取替えということですが、この工事で当初にこの予算がなぜ挙げられなかったという点と、それから石綿管取替えについては、これで、ほぼ終わりなんか、その2点。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） この件につきましては、なぜ当初で挙げなかったということなんですけれども、この件につきましては、南光の東徳久地区の土地改良区の中で、県の土地改良事務所の方で工事をされるんですけれども、いわゆる、その土地改良区の千種川からの用水管をですね、この900万挙げさせていただいております、約220メートル間を用水管を県の方でこの稲刈り後ですね、計画をされたんですが、急に出てきたわけです。そういった中で、用水管と水道管のこの石綿管が並列して約220メートル埋設してますんで、合わせて、今回石綿管等ですね、除去等につきましては、いろいろと県の方の指導もございませぬので、この際石綿管を除去したいという考え方で持っております。この佐用町として、上月浄水につきましては、石綿管敷設はございませぬけれども、残された6つの簡易水道の中で、すみません、6つじゃないですね。三河は、ないです。5つですか、5つの簡易水

道の中で、まだ石綿管が全体的に約 12 キロ埋設されております。これの除去等につきましてはですね、県の補助金等も受けながら県等の指導も受けながらですね、今後、十分に検討しですね、年次計画立てて、石綿管の除去工事をですね、やらざるを得んかなという考えでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、他に。
無いようですから、質疑を終結いたします。
続いて、これより本案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第 165 号平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 166 号平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について、の質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 3 ページの公共下水道使用料、使用料がまあ、大きな 1,000 万もの増額なんですけれども、この増額の理由について。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 申し訳ありません、お答えします。去る今年の 3 月議会で、従量制 500 立米以上につきまして、条例改正をさせていただきましたけれども、これは、旧南光町の工場排水とかそういう格好は、新町においては、無くなると。そういう格好の条例に、旧暫定条例では、そういう格好になっておりました。それで、現実その量が多いという形の中で、当然入れるという中で議決をいただきました。これに合わせて、他の地域の 500 トンについても、一定の期間を入れて入れるという形の中で増額しております。それと、新規接続大体 22 戸ぐらいで 100 万ぐらいの収入になるんですが、その新規増、その分を入れまして 1,000 万と、これも未だ工場排水等につきましては、あくまでも従量制ですので、工場の景気とか、そこら辺で変わってきます。内数的に計上させていただきました 1,000 万という形でしております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ。4 ページお願いします。

現場管理費の浄化センター管理委託料、500 万円から減額されておりますけれども、この減額の内容についてお聞きします。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 新町で、公共下水道の処理場が5つあります。これは、管理の仕方は、それぞれ違っておりましたけれども、これ統合による、やっぱりスケールメリットというんか、そういう格好で安い所に合わすと言ったら語弊がありますけれども、いろんな格好で、契約見直しそれで人数とかそこら辺をもっと安くできいへんか言う中で、経費の縮減を図っております。他の項目についても、いろんな格好で見直しを図って行きたいという形で進めております、中途でございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、スケールメリットで、だったら委託業者なんかは変わらないというように思うんですけども、ちなみに旧町で言ったら、どこが一番スケールメリットありました。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 旧三日月が、特定環境保全公共下水道事業ということで、全町ほとんど一緒でございました。それで管理日数、これ処理場で1人プラス何人という格好でありましたけれども、他の処理場と一緒に異常通報も見れるということだったら、1プラスわずかで充分できるやないかというような格好の中で、経費を縮減をするとかいう格好の中で、それから水質試験これはまとめて1町で、まとめた業者でやろうとか、そういう中で考えていっております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 確認だけど、旧町毎に単価が違ったというような事は無いんやね。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君）　　こういう、その維持管理費というのは、単価と言うより全体人数で何ぼという中で、それぞれ、町が我が町が一番優れているという格好の中でやってると思いますので、この中で全体の中で、総合的にスケールメリットというような格好で考えていきたいなと思ってます。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君）　　はい。

議長（西岡 正君）　　はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君）　　あの関連ということで、上月支所長にちょっとお伺いしますけれどね、この下水の事でね、私ちょっと先般、大日山に養鶏場があるんですよ。ほんなら、その養鶏場が集中豪雨いうんか、雷が鳴って大雨が降った時に鶏糞がね、ビニールシートを被せておるんですけど、それで雨が降って、下ずっと洗い流して、大日山川が糞一色になってね、もうダーっと、もう下の部落の人ブーブー怒りよったの、それご存知ですか。

議長（西岡 正君）　　はい、支所長。

上月支所長（金谷幹夫君）　　直接、私には関係ないんですけども、たまたまご指名なので、一応、私も大日山の養鶏場がございます。その中で、地元から何時でしたか、8月でしたかね、そういう格好の中で、水が濁っておるといいう格好で自治会長から連絡を受けまして、農林振興課と一緒に上がりまして、それで、県の方の農林水産振興事務所があるんですけども、その職員に次の日に来ていただいて、指導していただいております。その後、結果については、その農場と一応、そのどう言うんですか、いついつまでに対策を考えるという中で、また県と農林振興課プラス上月支所も付いて行って、そういう現地を確認したいと、そういうふうになっております。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

4 番（岡本義次君）　　そういうふうな、確認されておるんだったら、まあいいとしてもね、やっぱり、こういうようなのを、ただ、川に流すんじゃなくて、折角こういうような下水制度あるんで、そういうようなところへもね、どがい言うか、自分とこの中で処理して、そのやつが流れないような格好でね、持って行ってもらったらかかんとおもいますんで、そこら辺だけ。

議長（西岡 正君）　　よろしいですね。

上月支所長（金谷幹夫君）　　ちょっと一言いわせていただきます。それは、農場が故意に川に流しておるとか、そういう事じゃありませんので。

4番（岡本義次君）　　いや、故意じゃなくってもね、やっぱり、そういうところは、よくつかんでね、下の下流の人に迷惑かけんような格好の中で、言っていたきたいということで、ちょっと。

議長（西岡　正君）　　はい、他にございませんか。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、金谷議員。

6番（金谷英志君）　　ほんなら4ページですけれども、許認可変更委託料、この当初予算では、800万拳がっておるんですが、この860万この変更料の理由。

議長（西岡　正君）　　はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君）　　これは、佐用地区というんか、ごう処理場、ごう処理場、それぞれ毎に認可になるんですけれども、佐用の処理機について、これ認可変更の必要が生じました。と言うのは、雨水排水事業ということで、当初認可をいただいておりまして、それについて、位置とかそれから国道の中に暗渠を入れるという格好の変更を実施設計を昨年行いまして、それについて認可が必要やと。今回のその段階で、今年中言うんか、そういう形の中で、変更認可をなささいという中で、県の指導がありまして、こういう格好で補正予算を挙げさせていただきました。以上です。

議長（西岡　正君）　　はい、金谷議員。

6番（金谷英志君）　　今、佐用だけということないですけど、5つの処理場、他の処理場については、他の認可変更の必要がないと、今後も必要ないと、そういう事なんですか。

議長（西岡　正君）　　はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君）　　それぞれ上月については、昨年認可変更を受けているとか、その都度変更の内容に応じて、変更をする必要、これはこういう事は、変更が必要ですよという、その項目がありますので、それに合わせて変更していくという形でございます。

議長（西岡　正君）　　はい、よろしいですか。はい、他に。
無いようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡　正君）　　無いようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 166 号平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 167 号平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についての質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 3 ページの一番上、天文台運用会議委員会報酬。これでお聞きしたいんですけども、これ 17 年度の天文台公園の園報なんですけれども、運営協議会の名簿なんですけれども、これどんなですか、教育長が運営協議会のメンバーになっているんですけども、自然学校もあるんで、教育関係で出られておったと思うんですけども、これ社会教育的な事が多いし、行政の側としてもですね、このメンバーに入って、そしてまちづくりと一緒にいろんな検討されてもいいんじゃないかと思うんですけども、そこらどうですか。

議長（西岡 正君） 天文台業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） お答えいたします。17 年度の段階では、合併間が無いこともありまして、運用会議の委員さんにつきましては、未だ以前の一部事務組合の物を反映したものが多かったんですけども、18 年度になりましてから教育長それからまちづくりに関係しました者としましては、町の連合自治会長さんそれから後、天文台には、友の会というのがございまして、これは天文台設置当初から活動しております。こちらの代表の方に入っていたりとか、というような形でそれぞれ開かれた公開型の十分な活用ができるような、委員さん内容に改めております。その結果、まあ、委員さんの人数を若干増えましたので、今回報酬としましては、補正をさせていただいた部分がありますということでございます。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） まちづくり課の課長等がですね、ここへ入ったらいいなと、私個人の意見なんですけれども、どうですか。

議長（西岡 正君） どうでしょう、業務課長ですか。

天文台業務課長（杉本幸六君） そういうご意見もあったんですけども、あんまり行政職が濃くなるというのは、当初の運営時代から一応方針が出ておりまして、できる限り外部と言いますか、それから、以前の事務組合時代には、それぞれの構成町の公民館長さんまあ、公民館のとか、そういった形の社会教育関係の現場の経験された職員さんに入っていたかくということで、後行政関係では、それぞれのセクションの関係者が、オブザーバーとして協議に入っていると。ただし、現在のところは、まだまちづくり課、生涯学習課、そういった所の方につきましたは、入っておりません。そういう当然、会議の中でも、いろいろな意見が出ておりますので、そういった事は、今後当然ながら、変わってくる可能性も充分あるかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） 3ページのですね、保守委託料ですけども、この中でね全体には減っていったおるんですけど、88万円天文機器の管理委託料が増えてございますけれど、これについては、どういうところが、ちょっと専門的な分野になるんかも分からんけれど、この分で、今までと違った分が出てきたんですか。

議長（西岡 正君） はい、天文台業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） 基本的には変わっておりません。16年度におきまして、2メートルのなゆたが完成してから、この2メートル望遠鏡に関する保守のメンテナンスに關しましては、当初のこともありますので、内容的にも具体的なメンテナンスをしながら、また、その項目が変わってきているというような現状でございます。この88万円につきましては、以前は、全体のメンテナンス経費の中に入れておったんですけども、これは反射鏡、鏡の洗浄経費でございます。これを元の所に入れますと、当然洗浄作業をする業者と言いますのは、小さな専門業者でございます。あの2メートル鏡につきましては、業者自体が、元の製作業者が大きな企業ですので、その中から、その分だけは分離をしまして、そうすると2割から3割近く経費が安くなるということですので、そういうような形で、分離をした物を新たに計上したということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。無いようですから、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 167 号平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催の為、明 9 月 16 日から、10 月 6 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、来る 10 月 6 日午前 10 時より再開いたします。

それでは、本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 4 時 2 8 分 散会
